

# 伊達市

## 第4期 障がい者計画

<2024(令和6)年度～2029(令和11)年度>

## 第7期 障がい福祉計画・

## 第3期 障がい児福祉計画

<2024(令和6)年度～2026(令和8)年度>

2024(令和6)年3月



伊達市



# 目 次

## 第4期 障がい者計画

|                                 |    |
|---------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の趣旨 .....               | 1  |
| 1. 計画の趣旨 .....                  | 2  |
| 2. 計画の位置づけ .....                | 3  |
| 3. 計画の対象 .....                  | 5  |
| 4. 計画の期間 .....                  | 6  |
| 5. 計画の策定体制 .....                | 7  |
| 第2章 障がいのある人を取り巻く現状 .....        | 9  |
| 1. 人口・世帯 .....                  | 10 |
| 2. 障害者手帳等の所持者数 .....            | 13 |
| 3. 指定難病及び小児慢性特定疾病受給者証所持者数 ..... | 17 |
| 第3章 計画の基本的な考え方 .....            | 19 |
| 1. 基本理念 .....                   | 20 |
| 2. 施策の方向性（基本方針） .....           | 21 |
| 3. 施策の体系 .....                  | 23 |
| 第4章 施策・事業の展開 .....              | 25 |
| ❖基本方針Ⅰ 自分らしく暮らすための環境整備 .....    | 26 |
| ❖基本方針Ⅱ 地域で学び・働くための支援体制づくり ..... | 32 |
| ❖基本方針Ⅲ 安心して暮らせるまちづくりの推進 .....   | 38 |
| ❖基本方針Ⅳ 暮らしを支える体制の整備 .....       | 46 |

## 第7期 障がい福祉計画・ 第3期 障がい児福祉計画

|                                   |     |
|-----------------------------------|-----|
| 第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画 .....        | 55  |
| 1. 国の基本指針の見直しについて .....           | 56  |
| 2. 2026（令和8）年度における成果目標等 .....     | 58  |
| 3. 障害福祉サービスの活動方針（見込量）と確保の方策 ..... | 65  |
| 4. 障がい児支援の活動方針（見込量）と確保の方策 .....   | 80  |
| 5. 地域生活支援事業の活動方針（見込量）と確保の方策 ..... | 85  |
| 6. 計画の推進体制 .....                  | 101 |
| 巻末資料 .....                        | 103 |
| 1 アンケート調査結果にみる障がい者福祉の現状 .....     | 104 |
| 2 伊達市障がい者計画等策定委員会名簿 .....         | 107 |
| 3 計画策定の経過 .....                   | 108 |
| 4 用語集 .....                       | 110 |



## 第 1 章 計画策定の趣旨

1. 計画の趣旨
2. 計画の位置づけ
3. 計画の対象
4. 計画の期間
5. 計画の策定体制

### 1. 計画の趣旨

---

本市の障がい者施策については、『伊達市 第3期障がい者計画』の基本理念である「障がいのあるなしにかかわらず、くらしやすい福祉のまちづくり」に基づき、「① 地域での暮らしを支えるために」「② 地域で自分らしく安心のために」「③ 地域生活へ移行できるように」「④ 地域で学び・働くために」の4つの視点から総合的かつ計画的に取り組んできました。

障害者基本法では、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することが規定されています。障がい種別ごとに縦割りにされていた福祉制度を全面的に見直して施行された「障害者自立支援法」は、2013（平成25）年4月から「障害者総合支援法」となり、「自立」に代わり、新たに「基本的人権を享有する個人としての尊厳」が明記されました。さらに、障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等によって、障がい者等の希望する生活を実現するため2021（令和3）年に改正され、2024（令和6）年4月から施行されます。

2021（令和3）年6月に公布された障害者差別解消法改正法では、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図ることとしています。

また、本市では障害福祉サービス等の利用計画となる「伊達市 第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」（2021（令和3）年度～2023（令和5）年度）を2021（令和3）年3月に策定し、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくさまざまな事業を推進しています。

本計画は、第3期障がい者計画及び第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画が2023（令和5）年度末に計画期の最終年度を迎えることから、障がい者計画と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を一体のものとして策定することとし、本市における障がい者施策が目指す姿と具体的な取組を明確にし、すべての市民が障がいのあるなしにかかわらず、くらしやすい福祉のまちづくりを実現していくための計画として策定するものです。

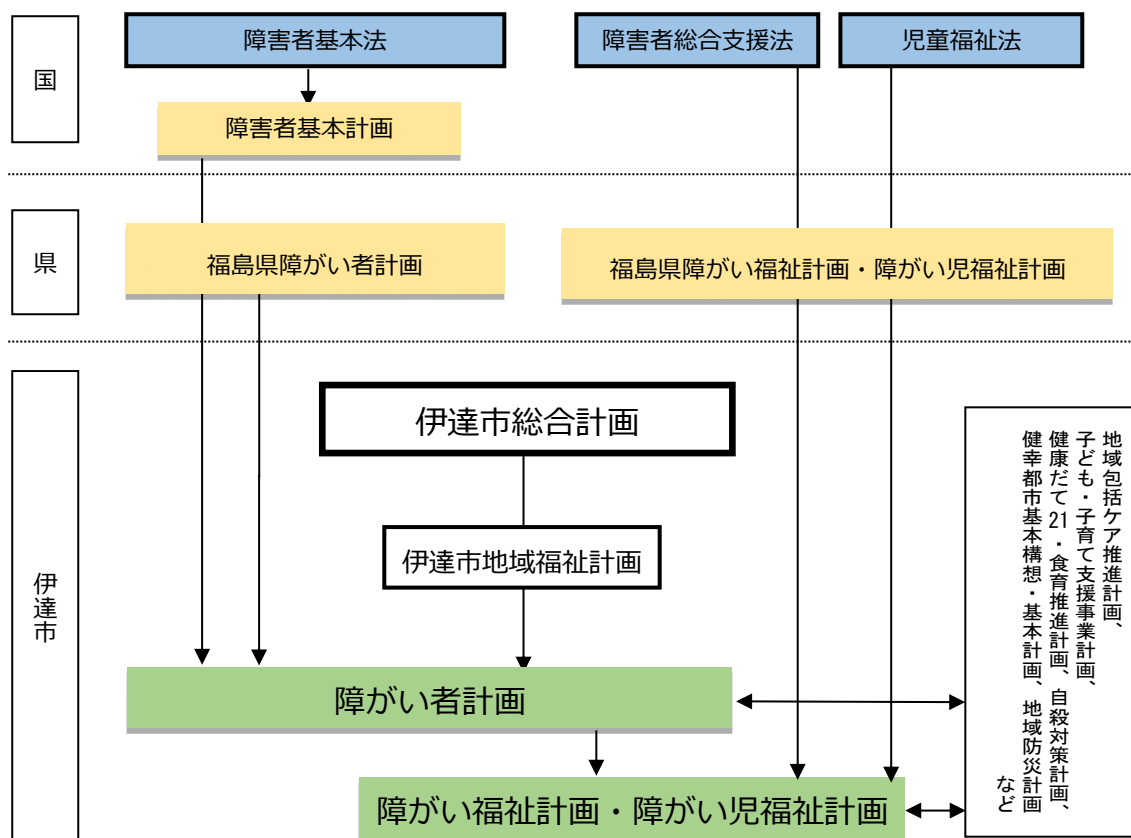
## 2. 計画の位置づけ

「障がい者計画」は、「障害者基本法」における「市町村障害者計画」に位置づけられ、福祉を含む幅広い分野の障がい者施策に関し、基本的な考え方や方向性を定めるもので、同法により策定が義務付けられています。

「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条（市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めるものとする）、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項（市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画を定めるものとする）に基づき、厚生労働大臣の定める基本指針に即して 3 年ごとに定めるものです。

また、本計画は、上位計画である「伊達市総合計画」や「伊達市地域福祉計画」をはじめ、関連分野の計画との整合性を図ります。

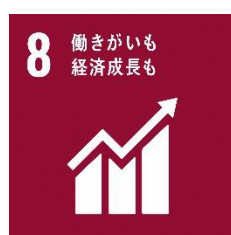
【法律・国、福島県及び本市各計画との関係性イメージ図】



さらに、平成 27 年（2015 年）に国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs：エス・ディ・ジーズ）」に寄与する障がい福祉の推進に向けた取組みにもつながっていきます。

SDGs とは、2015 年 9 月の国連サミットで採択された 2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会全体の開発目標です。持続可能な世界を実現するための 17 の目標と 169 のターゲットで構成され、地球上の「誰一人として取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が示されています。

本計画においては、伊達市第 3 次総合計画第 2 章「2-4 障がい者支援」と同様に 17 のゴール（目標）のうち、次の 6 つのゴールを意識し、国際機関や国の動向を踏まえながら、障がいに関する福祉施策に取り組んでいきます。



### 3. 計画の対象

「障がい者」とは、障害者基本法に規定する障がい者や障害者総合支援法・児童福祉法に基づきサービス給付を受ける障がい者を示しています。共生社会の実現のためには、障がいの有無にかかわらず、広く市民の理解と協力が必要であるため、本計画は、すべての市民を対象とします。

なお、法律上の障がい者の定義は、以下のとおりです。

#### 【障害者基本法における定義】

第2条において、障がい者を「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいう。」と定義しています。

#### 【障害者総合支援法における定義】

第4条において、障がい者・障がい児を次のとおり定義しています。

- 「身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者」
- 「知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上である者」
- 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く）のうち18歳以上である者」
- 「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者」
- 「児童福祉法第4条第2項に規定する障害児」（満18歳に満たない者）

## 4. 計画の期間

今回策定する「伊達市 第4期障がい者計画」は、2024（令和6）年度から2029（令和11）年度までの6年間の計画期間とします。

また、「伊達市 第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画」は、第4期障がい者計画の前期として、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度までの3年間の計画期間とします。

ただし、国の障害者福祉政策の見直し等が行われた場合、計画期間中에서도見直しを行う場合があります。

### 【計画の期間】

|                | 令和<br>6 年度              | 令和<br>7 年度 | 令和<br>8 年度 | 令和<br>9 年度 | 令和<br>1 0 年度 | 令和<br>1 1 年度 |  |
|----------------|-------------------------|------------|------------|------------|--------------|--------------|--|
| 障がい者計画（6 年間）   | 第 4 期                   |            |            |            |              |              |  |
| 障がい福祉計画（3 年間）  | 第 7 期                   |            |            | 第 8 期      |              |              |  |
| 障がい児福祉計画（3 年間） | 第 3 期                   |            |            | 第 4 期      |              |              |  |
| 総合計画（10 年間）    | 第 3 次総合計画（R5 年度～R14 年度） |            |            |            |              |              |  |
| 地域福祉計画（5 年間）   | 第 4 期                   |            |            |            |              |              |  |
| 福島県障がい者計画      | 第 5 次                   |            |            |            |              |              |  |
| 福島県障がい福祉計画     | 第 3 期                   |            |            | 第 4 期      |              |              |  |
| 国 障害者基本計画      | 第 5 次                   |            |            |            |              |              |  |

## 5. 計画の策定体制

この計画の策定体制と各主体の役割は、以下のとおりです。

### (1) 伊達市

本計画の決定機関です。

計画内容を協議していただく計画等策定委員会の提案を尊重した上で、本市が計画を決定します。

### (2) 伊達市障がい者計画等策定委員会

障害者基本法第36条第4項に規定されている合議制の機関で、本市の障がい者計画等の策定に係る協議機関です。

障がい者団体の代表や有識者、関係機関等で構成され、計画の策定や推進に関する意見や助言をいただきました。

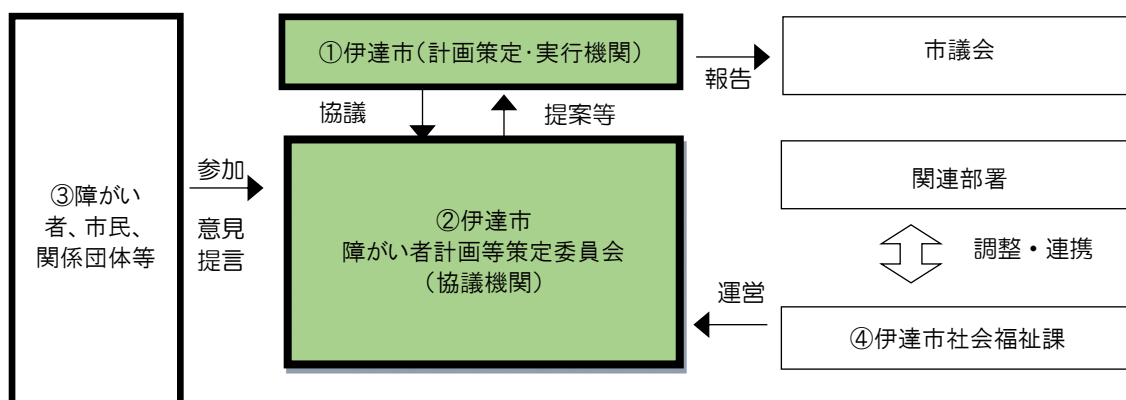
### (3) 障がい者、市民、関係団体等

この計画を推進する主体者であり、サービスの利用者です。

アンケート、策定委員会、パブリック・コメントなどを通じて、計画全般にわたって積極的な意見を発信していただきました。

### (4) 市事務局、関連部署

計画策定の事務局機能及び庁内調整を行います。





## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状

1. 人口・世帯
2. 障害者手帳等の所持者数
3. 指定難病及び小児慢性特定疾病受給者証  
所持者数

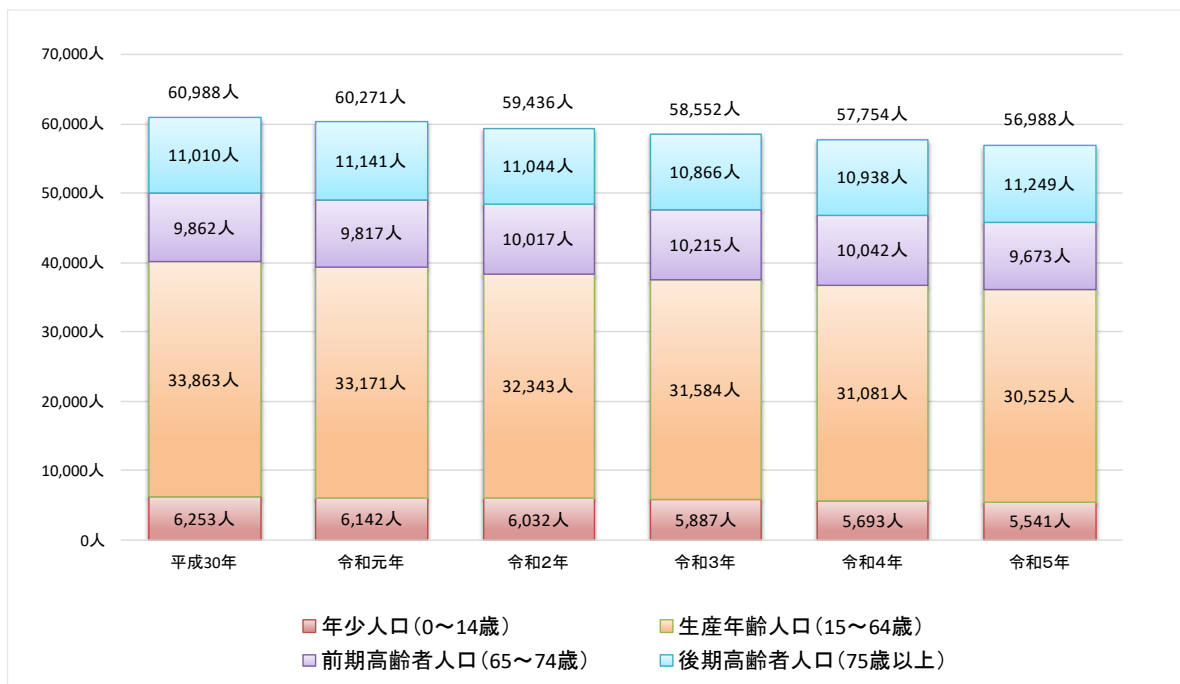
# 1. 人口・世帯

## (1) 人口の状況

本市の人口は、2023（令和5）年9月末現在で56,988人です。人口は減少傾向にあり、2018（平成30）年から2023（令和5）年の5年間で4,000人減少しています。

年齢別にみると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少し続けています。高齢者人口は増加傾向にありますが、前期高齢者は2021（令和3）年以降減少しており、2021（令和3）年から2023（令和5）年にかけて542人減少しています。一方、後期高齢者は令和2年以降増加傾向にあり、2020（令和2）年から2023（令和5）年にかけて205人増加し11,249人となっています。

【年齢別人口の推移】



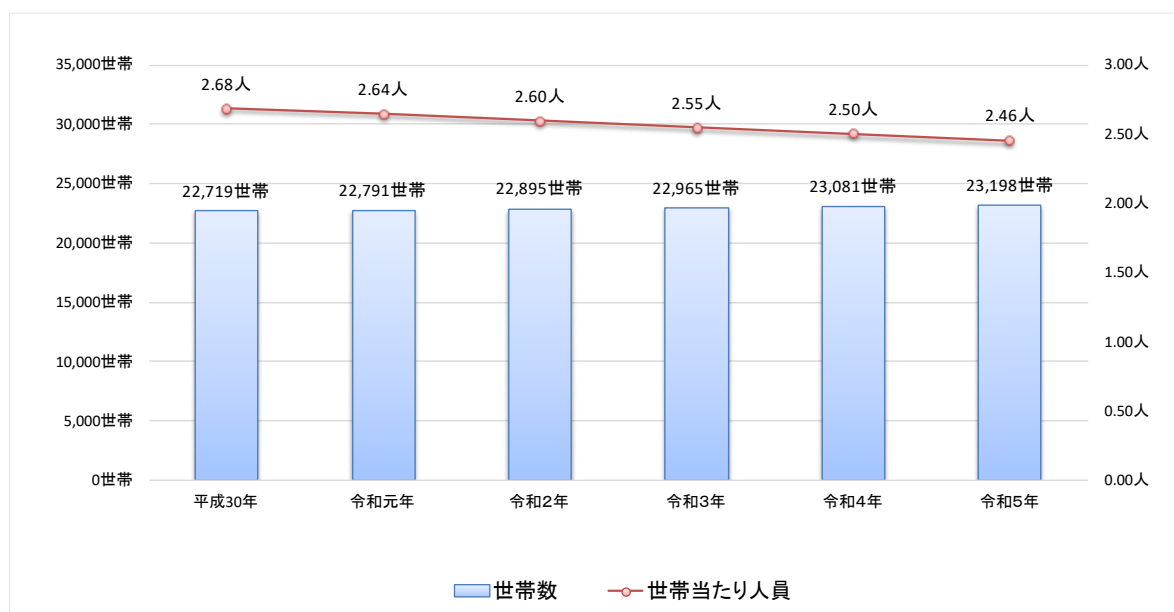
資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

## （２）世帯の状況

本市の世帯数は、2023（令和５）年９月末現在で 23,198 世帯となっています。世帯数は増加傾向がみられ、2018（平成 30）年から 2023（令和５）年にかけて 479 世帯の増加になっています。

人口が減少傾向にあり世帯数が増加していることから、1 世帯あたり人員は減少傾向にあり、一人暮らしの増加がうかがえます。1 世帯あたり人員は、2018（平成 30）年の 2.68 人から 2023（令和５）年には 0.22 人減少し、2.46 人となっています。

【世帯数及び世帯あたり人員の推移】



資料：住民基本台帳（各年９月末現在）

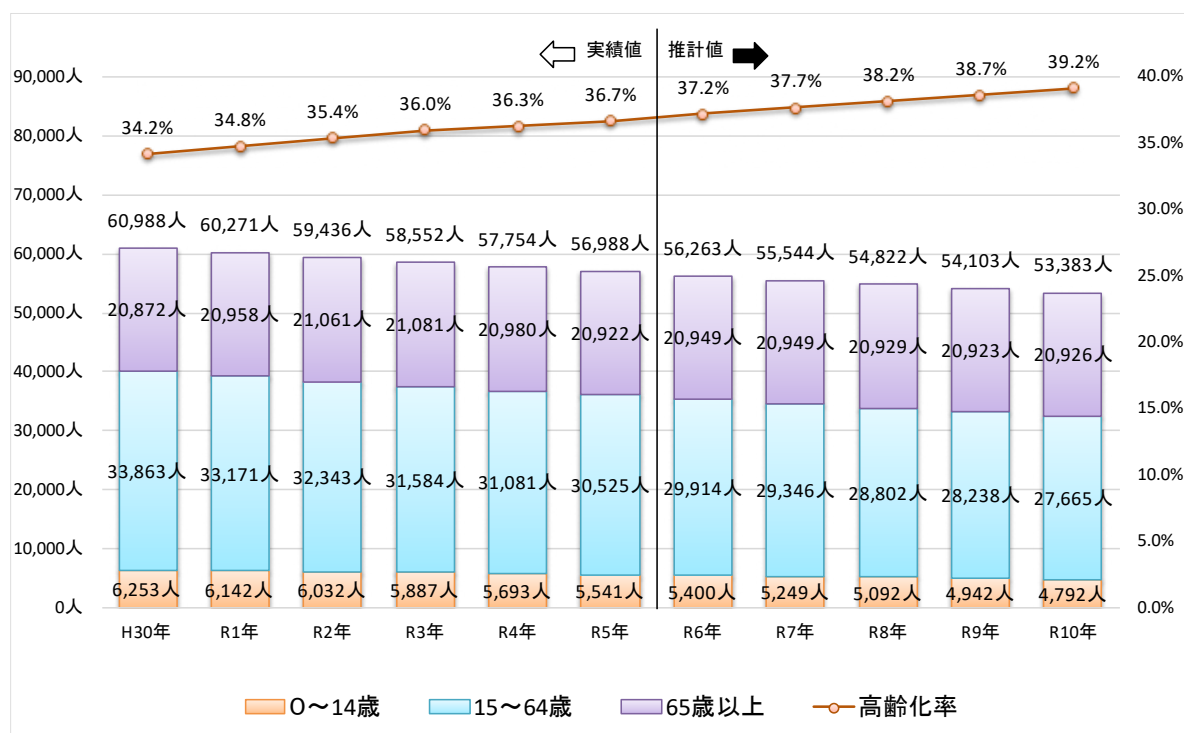
### (3) 将来人口

将来人口の推計については、「伊達市 人口動向分析・将来人口推計」より、【パターン1（社人研推計準拠）】が実績値に最も近かったため、この推計を採用し、2023（令和5）年9月の住民基本台帳の値で補正しています。

これによると、2024（令和6）年以降も人口減少は続き、2026（令和8）年は54,822人と2023（令和5）年より2,166人減になると予想されます。

年少・生産年齢人口は、総人口と同様に減少傾向が続きます。高齢者人口は2021（令和3）年まで増加傾向にありましたが、2022（令和4）年には減少に転じ、以降わずかに減少しています。

【伊達市の将来人口】



資料：2018（平成30）年～2023（令和5）年：住民基本台帳（各年9月末現在）

2024（令和6）年～2028（令和10）年：「伊達市 人口動向分析・将来人口推計【パターン1（社人研推計準拠）】を2023（令和5）年9月値で補正

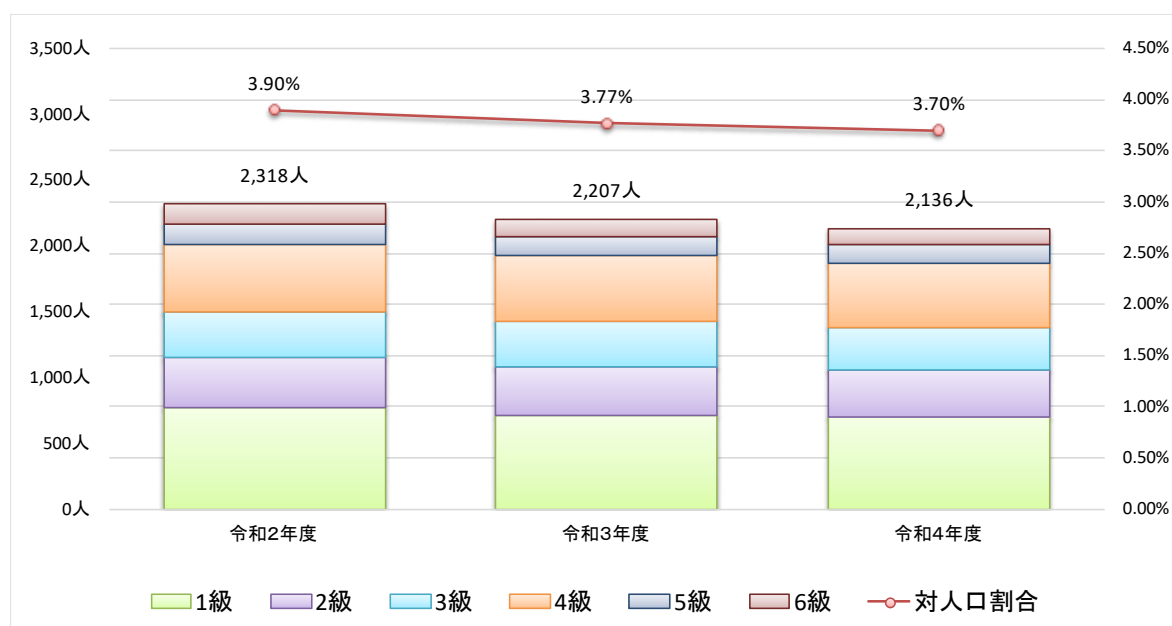
## 2. 障害者手帳等の所持者数

### (1) 身体障がい者

本市における身体障害者手帳所持者数は、2022（令和4）年度現在で2,136人となっています。2020（令和2）年度以降は減少傾向にあります。

総人口に対する割合も、やや減少傾向で推移しており、2022（令和4）年度には3.70%となっています。

【身体障害者手帳所持者数及び割合の推移】

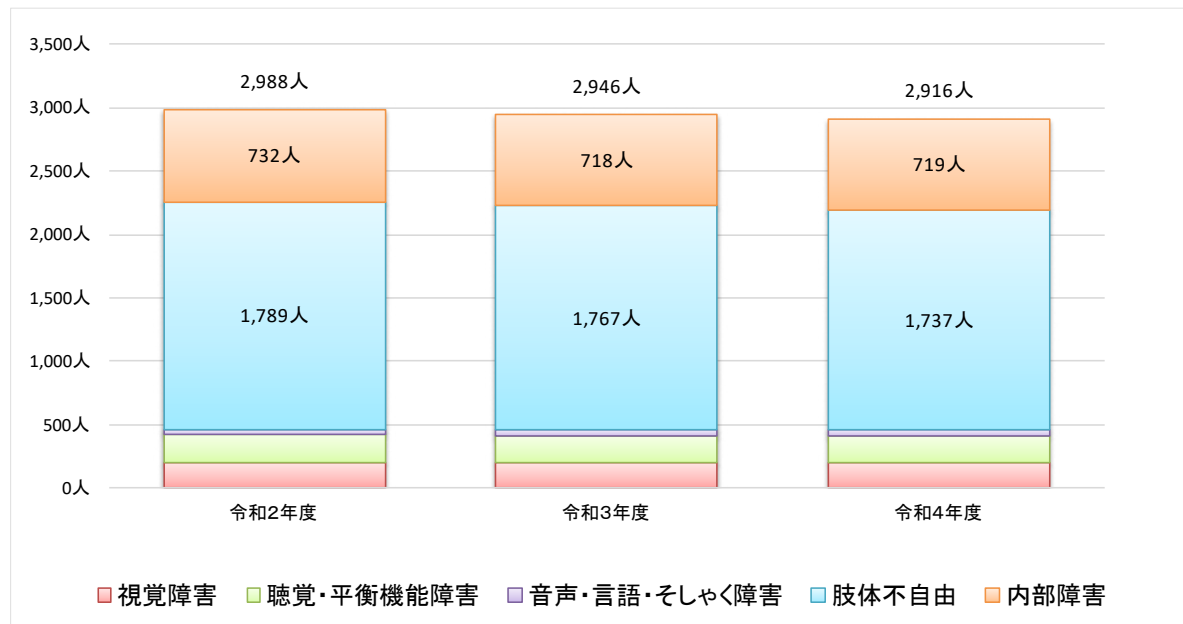


|             |     | 2020(令和2)年度 | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 |
|-------------|-----|-------------|-------------|-------------|
| 所持者数        |     | 2,318 人     | 2,207 人     | 2,136 人     |
| (うち 18 歳未満) |     | 28 人        | 25 人        | 27 人        |
| 対人口割合       |     | 3.90 %      | 3.77 %      | 3.70 %      |
| 等級別所持者数     | 1 級 | 765 人       | 715 人       | 703 人       |
|             | 2 級 | 387 人       | 371 人       | 348 人       |
|             | 3 級 | 345 人       | 339 人       | 324 人       |
|             | 4 級 | 518 人       | 498 人       | 498 人       |
|             | 5 級 | 152 人       | 149 人       | 141 人       |
|             | 6 級 | 151 人       | 135 人       | 122 人       |

※対人口割合は住民基本台帳、各年9月末現在

2022（令和4）年度の状況を障がいの種別でみると、「肢体不自由」が1,737人と最も多く、次いで「内部障害」が719人となっており、これらの種別で全体の約84%を占めています。

【障害者種別手帳所持者の推移】



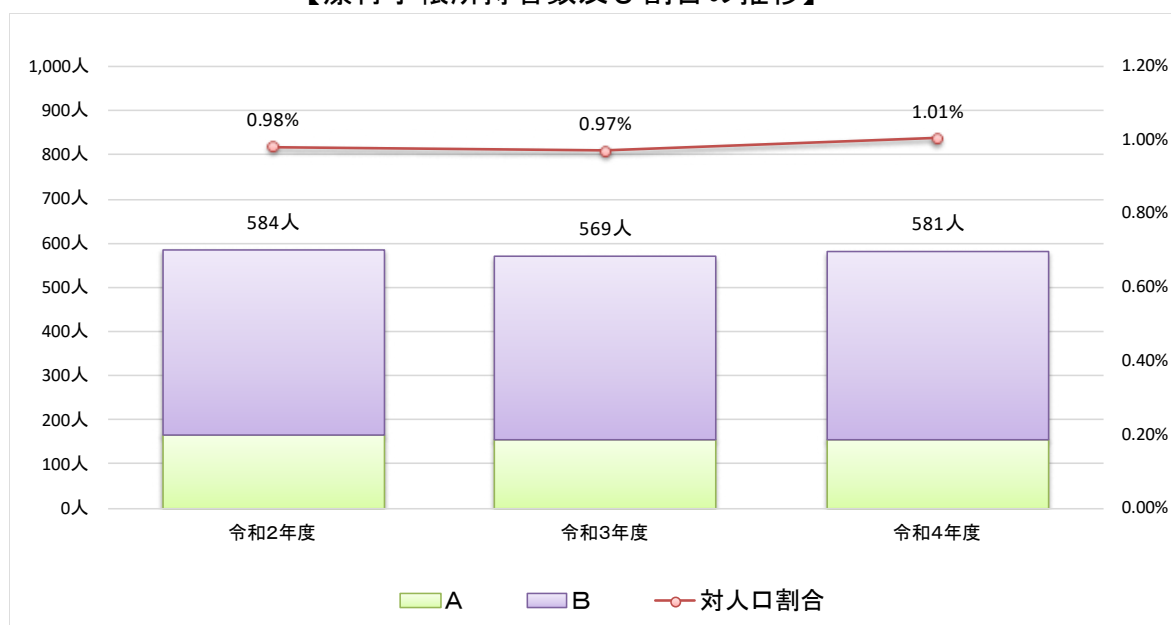
|        |          | 2020(令和2)<br>年度 | 2021(令和3)<br>年度 | 2022(令和4)<br>年度 |         |
|--------|----------|-----------------|-----------------|-----------------|---------|
| 所持者数   |          | 2,988 人         | 2,946 人         | 2,916 人         |         |
| 障がいの種別 | 視覚障害     | 198 人           | 195 人           | 197 人           |         |
|        | 聴覚障害     | 210 人           | 208 人           | 205 人           |         |
|        | 平衡機能障害   | 10 人            | 10 人            | 10 人            |         |
|        | 音声機能障害   | 25 人            | 24 人            | 26 人            |         |
|        | 言語機能障害   | 18 人            | 18 人            | 16 人            |         |
|        | そしゃく機能障害 | 6 人             | 6 人             | 6 人             |         |
|        | 肢体不自由    | 肢体不自由上肢         | 610 人           | 602 人           | 591 人   |
|        |          | 肢体不自由下肢         | 1,048 人         | 1,034 人         | 1,017 人 |
|        |          | 肢体不自由体幹         | 100 人           | 100 人           | 98 人    |
|        |          | 運動機能障害・上肢       | 13 人            | 12 人            | 12 人    |
|        |          | 運動機能障害・移動       | 18 人            | 19 人            | 19 人    |
|        | 内部障害     | 心臓機能障害          | 351 人           | 345 人           | 342 人   |
|        |          | 腎臓機能障害          | 178 人           | 176 人           | 178 人   |
|        |          | 呼吸器機能障害         | 62 人            | 61 人            | 62 人    |
|        |          | 膀胱直腸機能障害        | 130 人           | 125 人           | 125 人   |
|        |          | 小腸機能障害          | 3 人             | 3 人             | 3 人     |
| 免疫機能障害 |          | 2 人             | 2 人             | 2 人             |         |
| 肝臓機能障害 |          | 6 人             | 6 人             | 7 人             |         |

## (2) 知的障がい者

本市の療育手帳所持者数は、2020（令和2）年度から2021（令和3）年度にかけて減少していましたが、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度にかけては増加し、2022（令和4）年度では581人となっています。総人口に対する割合は2022（令和4）年度で1.01%となっています。

18歳未満の障がい児は、2020（令和4）年度から増加し、2022（令和4）年度は136人となっています。等級別にみると、Bが多くなっています。

【療育手帳所持者数及び割合の推移】



|             |   | 2020(令和2)<br>年度 | 2021(令和3)<br>年度 | 2022(令和4)<br>年度 |
|-------------|---|-----------------|-----------------|-----------------|
| 所持者数        |   | 584 人           | 569 人           | 581 人           |
| (うち 18 歳未満) |   | 127 人           | 130 人           | 136 人           |
| 対人口割合       |   | 0.98%           | 0.97%           | 1.01%           |
| 等級別         | A | 164 人           | 155 人           | 154 人           |
|             | B | 420 人           | 414 人           | 427 人           |

※対人口割合は住民基本台帳、各年9月末現在

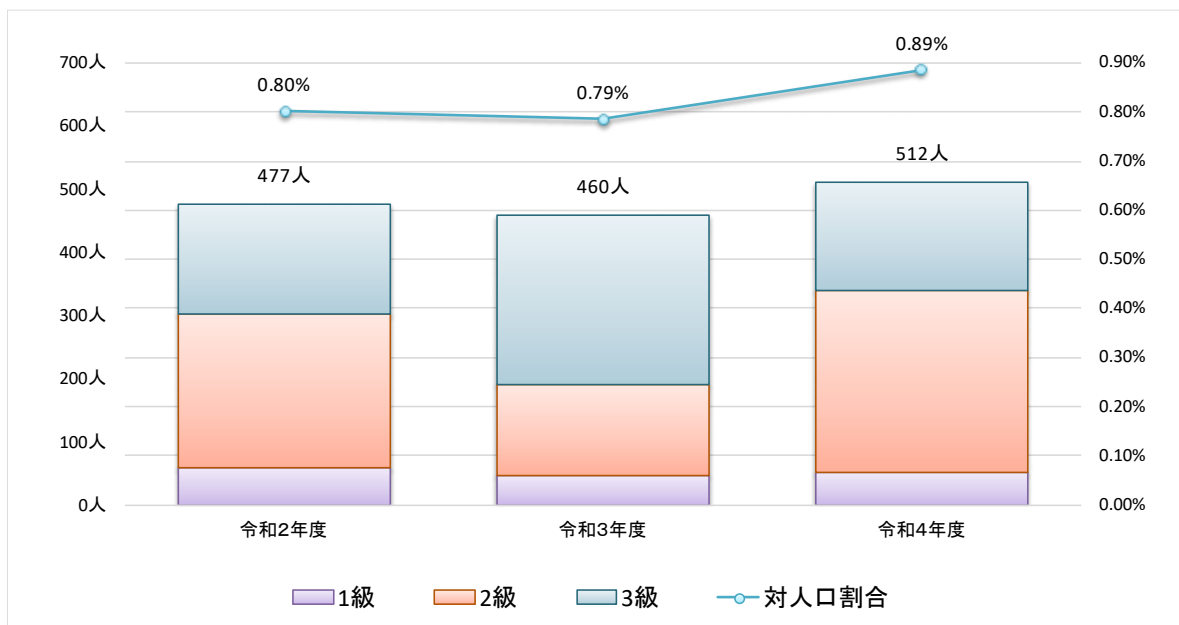
### (3) 精神障がい者

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、2021（令和3）年度から2022（令和4）年度にかけて増加しており、2023（令和5）年度では512人となっています。

総人口に対する割合も増加し、2022（令和4）年度には0.89%となっています。

2022（令和4）年度の状況を等級別にみると、「2級」が最も多く、全体の56%を占めています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者数及び割合の推移】



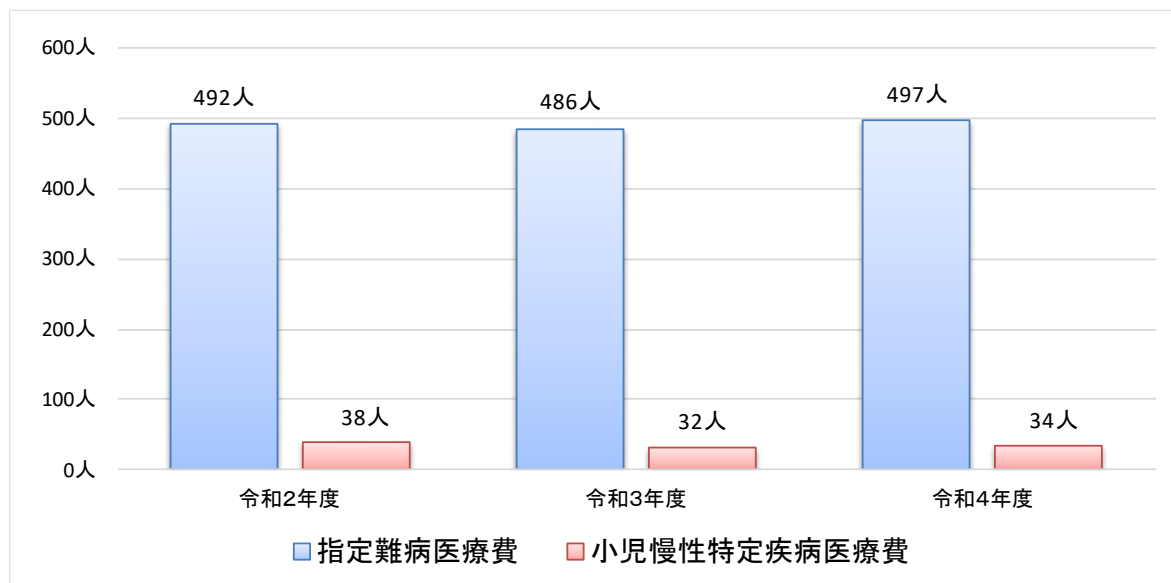
|             |     | 2020(令和2)年度 | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 |
|-------------|-----|-------------|-------------|-------------|
| 所持者数        |     | 477 人       | 460 人       | 512 人       |
| (うち 18 歳未満) |     | 16 人        | 10 人        | 11 人        |
| 対人口割合       |     | 0.80%       | 0.79%       | 0.89%       |
| 等級別         | 1 級 | 59 人        | 46 人        | 52 人        |
|             | 2 級 | 243 人       | 145 人       | 287 人       |
|             | 3 級 | 175 人       | 269 人       | 173 人       |

※対人口割合は住民基本台帳、各年9月末現在

### 3. 指定難病及び小児慢性特定疾病受給者証所持者数

指定難病及び小児慢性特定疾病受給者証所持者数をみると、両者ともにほぼ横ばいで推移しています。2022（令和4）年度では、指定難病497人、小児慢性特定疾病34人となっています。

【指定難病及び小児慢性特定疾病受給者証所持者数の推移】



|             | 2020(令和2)年度 | 2021(令和3)年度 | 2022(令和4)年度 |
|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 指定難病医療費     | 492 人       | 486 人       | 497 人       |
| (対人口割合)     | 0.83%       | 0.83%       | 0.86%       |
| 小児慢性特定疾病医療費 | 38 人        | 32 人        | 34 人        |
| (対人口割合)     | 0.06%       | 0.05%       | 0.06%       |

※対人口割合は住民基本台帳、各年9月末現在



## 第3章 計画の基本的な考え方

---

1. 基本理念
2. 施策の方向性（基本方針）
3. 施策の体系

## 1. 基本理念

障がい者施策が目指す姿は、障害者基本法が示す「地域社会における共生」であり、障がいのあるなしにかかわらず、誰もが基本的人権を享有するかけがいのない個人として尊重され、すべての市民が相互に人格と個性を尊重しあい、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会において、共に安心して暮らせる福祉のまちです。

本計画の上位計画である伊達市第3次総合計画第2章「2-4 障がい者支援」の目的と方針において『障がいのあるなしにかかわらず、くらしやすい福祉のまちづくりを進るため、ともに生きる社会づくりと障がい者の日常生活・社会生活の総合的な支援に向けた各種施策を推奨します。』としています。

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる地域共生社会の実現を目指して、第3期の基本理念を踏襲し、以下の基本理念を掲げます。

### 《伊達市 第4期障がい者計画 基本理念》

## 障がいのあるなしにかかわらず、 くらしやすい福祉のまちづくり

本計画においては、基本理念が目指す福祉のまちづくりを実現するため、4つの基本方針を設定し、基本方針を踏まえた施策・事業を展開していきます。また、基本方針ごとに進捗状況を把握していくことで、計画の推進管理を行っていきます。

こうした基本方針を推進していくためには、伊達市のすべての市民、行政、企業や民間団体、地域が一体となってネットワークをつくっていかねばなりません。

障がいのあるなし、障がいの種別や程度にかかわらず、住み慣れた伊達市で住み続けられ、さらには伊達市で生活して良かったと言える地域づくりを目指します。

## 2. 施策の方向性（基本方針）

### ❖基本方針Ⅰ 自分らしく暮らすための環境整備

#### 障がいに対する理解促進、社会参加の推進、保健・医療の充実について

障がいのある人もない人も人格と個性を尊重しあいながら地域で共に生き、共に支えあう社会を実現するためには、障がい者を取り巻くすべての人々が、障がいについての理解を促進し、住みやすい環境を整えていくことが重要です。

すべての市民は障がいの有無にかかわらず、基本的人権をもったひとりの人として尊重されなければなりません。障がいを理由として分け隔てられることなく、排除されることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共に住民として地域で生活することができる地域共生社会実現を目指します。

### ❖基本方針Ⅱ 地域で学び・働くための支援体制づくり

#### 療育・保育・教育の充実、雇用・就業の支援について

障がいのある子どもの能力や個性を最大限に伸ばしていくためには、乳幼児期から学校卒業までの切れ目のない支援が重要となります。一人ひとりの状況に応じたきめ細かな相談支援を行い、障がいのある幼児・児童・生徒の人権の尊重を図り、地域で共に育ち、共に学び、共に生きることを基本とした療育・教育の推進に努めていきます。

障がいのある児童において、障がいの内容、程度も多様化・重度化している傾向があり、放課後活動への支援などの課題について適切に対応しながら特別支援教育の一層の充実を推進します。

また、障がいに対する理解が不十分なため、依然として就業には多くの課題が存在します。就労支援機関・医療・企業などとさらに連携し就労支援に取り組んでいきます。

#### ❖基本方針Ⅲ 安心して暮らせるまちづくりの推進

##### 差別の解消及び権利擁護の推進、安全・安心の推進、まちづくりの推進について

障がいのある人もない人も、誰もが安心して暮らせる社会の実現のためには、あらゆる場面において、障がいを理由とする差別をなくし、すべての人がお互いに人格と個性を尊重しあうことが重要です。そのため、障がい者の差別解消や合理的配慮等の広報・啓発活動に取り組むほか、権利擁護のための成年後見制度利用の促進及び障がい者虐待防止対策の推進に努めます。

また、障がいのある人が地域で安全に安心して暮らしていくためには、地域生活の基盤となる生活空間において、日常生活や外出、社会参加のさまたげになるさまざまなバリアを取り除いていくことが重要です。

さらに、防災対策については、東日本大震災などの教訓から、障がいのある人などの避難行動要支援者の避難支援等について、支援を要する人の状況の把握、避難所での支援や福祉避難所等の確保など関係機関等と連携を図りながら具体的な取組を推進していき安心して暮らせる社会を目指します。

#### ❖基本方針Ⅳ 暮らしを支える体制の整備

##### 情報のアクセシビリティ（利便性）、生活支援体制の充実、相談支援体制の充実について

障がいのある人もない人も人格と個性を尊重しあいながら地域で共に生き、共に支えあう社会を実現するためには、障がいのある人すべてが必要な福祉サービスを安心して適切に利用することができることが不可欠です。

障がいのある人が適切な支援がないことにより本人の意に反して長期にわたり福祉施設等での入所生活を余儀なくされることは、人権侵害であるとの認識に立ち、本人の意向を十分に尊重しながら、安心して地域での自立生活に移行できるよう取組を推進していく必要があります。

### 3. 施策の体系

| 障がいのあるなしにかかわらず、くらしやすい福祉のまちづくり |                    |                                                                                                                             |
|-------------------------------|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 基本方針Ⅰ<br>自分らしく暮らすための環境整備      | 1 障がいに対する理解促進      | 「障がいの社会モデル」の浸透、「障害者週間」の周知、障がい者理解の促進                                                                                         |
|                               | 2 社会参加の推進          | 障がい者の自主的活動の支援、障がい者スポーツの推進、居場所の確保に向けた取組                                                                                      |
|                               | 3 保健・医療の充実         | 障がいの早期発見と理解促進、特定健康診査の実施、精神障がいに対応した地域生活支援、自殺（自死）対策の推進、難病患者等に対する支援                                                            |
| 基本方針Ⅱ<br>地域で学び・働くための支援体制づくり   | 1 療育・保育・教育の充実      | 切れ目のない支援の推進、専門的な相談支援ができる体制づくり、インクルーシブ教育の推進、特別支援教育の充実、地域住民との交流機会の拡充、学校教育施設のバリアフリーの推進                                         |
|                               | 2 雇用・就業の支援         | 障がい者の雇用促進、障がいのある労働者の権利保護、障がい者の労働環境の整備、障害者優先調達推進法に基づく優先購入、交通費助成の検討、施設等の製品等の販売促進の検討、就労継続支援事業所の工賃向上、農福連携の強化                    |
| 基本方針Ⅲ<br>安心して暮らせるまちづくりの推進     | 1 差別の解消及び権利擁護の推進   | 合理的配慮の普及・啓発、障害者差別解消法の周知、市職員の研修・啓発、「障がい者差別解消支援地域協議会」の設置の検討、障がい者虐待防止の広報・啓発、成年後見制度の利用普及、成年後見制度利用支援体制づくり                        |
|                               | 2 安全・安心の推進         | 災害に強い地域づくりの推進、災害発生時の「共助」の仕組みの構築、福祉避難所の整備、地域防災活動の充実、防犯体制の整備、消費者保護対策の推進                                                       |
|                               | 3 まちづくりの推進         | 公共的建築物・道路・公園等の整備、障がい者の声を反映したバリアフリーの推進、アクセシビリティの向上                                                                           |
| 基本方針Ⅳ<br>暮らしを支える体制の整備         | 1 情報のアクセシビリティ（利便性） | 福祉サービス情報提供の充実、広報媒体の充実、手話が広がる環境づくり、聴覚障がい者への情報提供の充実、視覚障がい者への情報提供の充実                                                           |
|                               | 2 生活支援体制の充実        | 相談窓口の充実、相談者の意思を尊重した意思決定支援、在宅障害福祉サービスの充実、常時介護を必要とする人への支援、日中活動の場づくり、グループホームの充実、住まいと生活の場の確保、移動支援の充実、日常生活用具などの給付                |
|                               | 3 相談支援体制の充実        | 障害児相談支援体制の整備、障害児通所支援サービスの充実、地域生活支援体制の推進、成長過程に応じた支援、障がい者及び家族等の状況把握、包括的な相談支援体制の構築、「共生型サービス」事業所の普及、地域生活支援拠点の整備、県北圏域自治体等との協議・連携 |



## 第4章 施策・事業の展開

---

- ◆基本方針Ⅰ 自分らしく暮らすための環境整備
- ◆基本方針Ⅱ 地域で学び・働くための支援体制づくり
- ◆基本方針Ⅲ 安心して暮らせるまちづくりの推進
- ◆基本方針Ⅳ 暮らしを支える体制の整備

## ◆基本方針Ⅰ 自分らしく暮らすための環境整備

### ●Ⅰ－1 障がいに対する理解促進

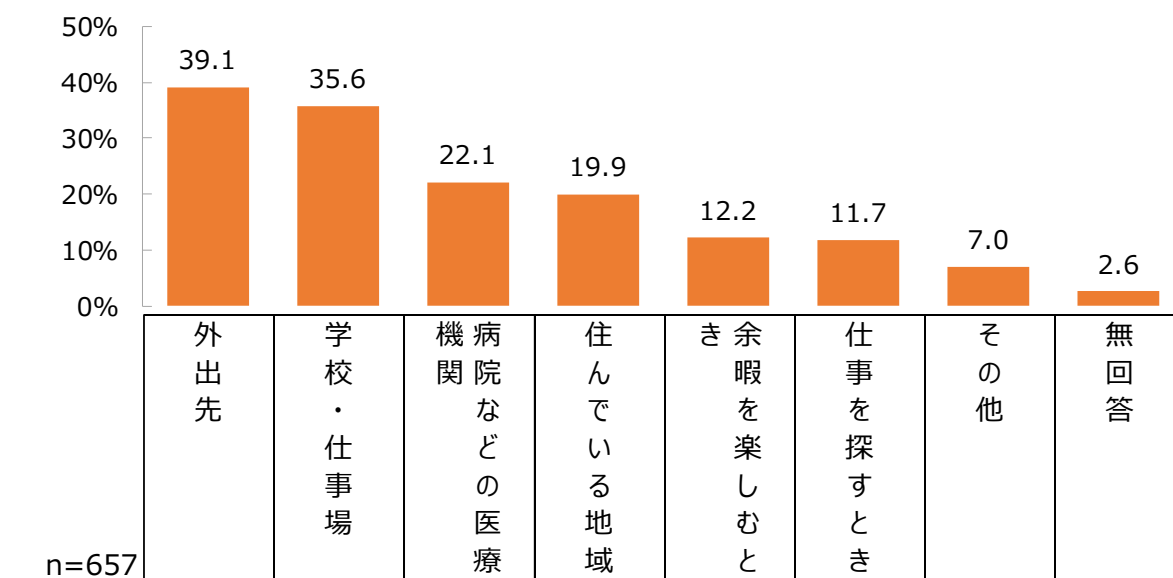
#### 【現状と課題】

2022（令和4）年度に実施した「生活と福祉に関するアンケート（以下「ニーズ調査」という。）において、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたか尋ねたところ、「ある」と「少しある」を合わせて41.0%の方が差別や嫌な経験をしています。

「外出先」や「学校・仕事場」など、日常生活での割合が高くなっていることから、差別をなくす取組が重要となっています。

| n= |         | ある   | 少しある | ない   | 無回答  |
|----|---------|------|------|------|------|
| 全体 | (1,603) | 17.7 | 23.3 | 48.3 | 10.7 |

#### ■ 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験



#### ■ 差別や嫌な思いをした場所

**【展開の方向性】**

障がいのある人が必要な支援を受けながら、地域の中で暮らしていくことができる共生のまちづくりを進めていきます。

**【取組内容】****（１） 「障がいの社会モデル」の浸透**

「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」という考え方が障がいのある人自身やその家族をはじめとした支援者だけではなく、地域全体に広がるよう「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」などを周知することにより、その取組を進めます。

**（２） 「障害者週間」の周知**

障がいについての市民の理解と関心を深めるため、国や福島県をはじめとする関係団体が作成するポスター等を活用し、「障害者週間（毎年12月3日～9日）」の周知を図ります。また、「障害者週間」の趣旨にふさわしい事業の実施を推進します。

**（３） 障がい者理解の促進**

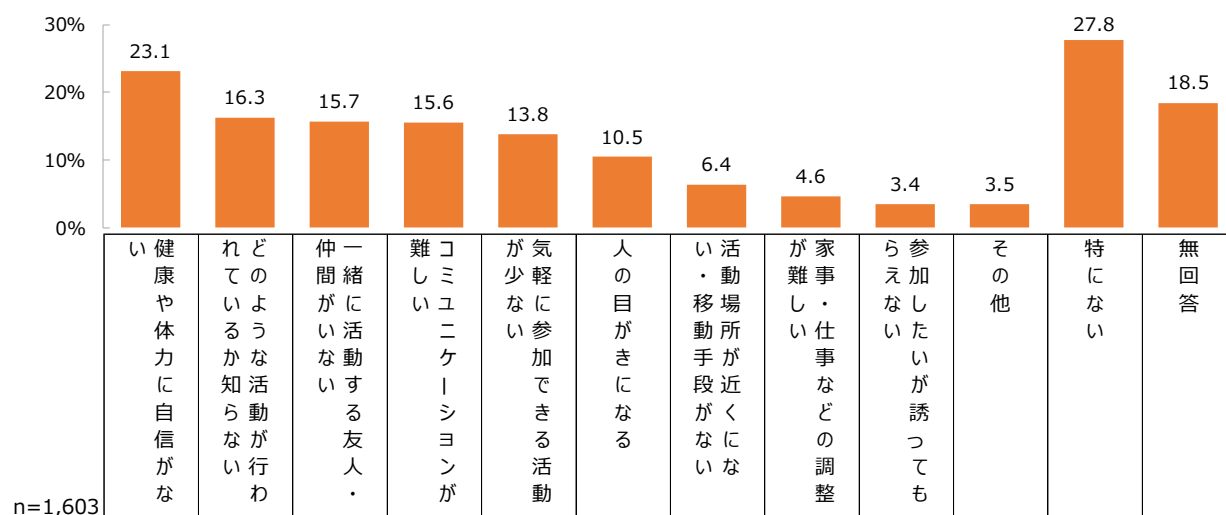
障害者差別解消法や伊達市手話言語条例の理念を市民に広げることをはじめ、「手話まつり」の継続開催、福島県立だて支援学校の児童生徒、伊達市・伊達郡の小中学校の特別支援学級の児童生徒及び伊達市・伊達郡の障害福祉サービス事業所の利用者の作品を展示する「（仮称）福祉作品展」の開催など障がいや障がいのある人に対する理解がさらに広がるよう啓発・広報活動に努めます。

## ● I—2 社会参加の推進

### 【現状と課題】

ニーズ調査で、地域で行われる行事や活動に参加しようとした場合に、さまたげとなることを尋ねてみると、「健康や体力に自信がない」、「どのような活動が行われているか知らない」の割合が高くなっていました。

参加意欲のある人が少しでも行事や活動に参加できるよう、情報の提供や関係者等の配慮が求められます。



■ 参加しようとした場合のさまたげになること

### 【展開の方向性】

障がい者が生き生きとした生活をおくることができるよう、社会参加・本人活動・余暇活動ができるよう障がい者の自主的な活動に対する支援、障がい者同士あるいは地域の人と交流できる機会の創出を図ります。

### 【取組内容】

#### (1) 障がい者の自主的活動の支援

障がい者が自ら実施する研修会、スポーツ大会、趣味創作活動などの自主的な活動を支援します。

## **（２） 障がい者スポーツの推進**

障がい者の社会参加の方法の一つとして、スポーツ関係施設使用料を免除することなどをはじめ、障がい者が安心してスポーツに親しめる環境を整備するとともに、市民のスポーツを通じた交流を促進します。また、ボッチャなどをはじめとするパラスポーツの周知、普及に努めます。

## **（３） 居場所の確保に向けた取組**

障がい者に対し創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図る地域活動支援センターの設置維持のみではなく、障がいの有無に関係なく、誰もが、いつでも集い、活動・交流できる居場所について、その取組を推進していきます。

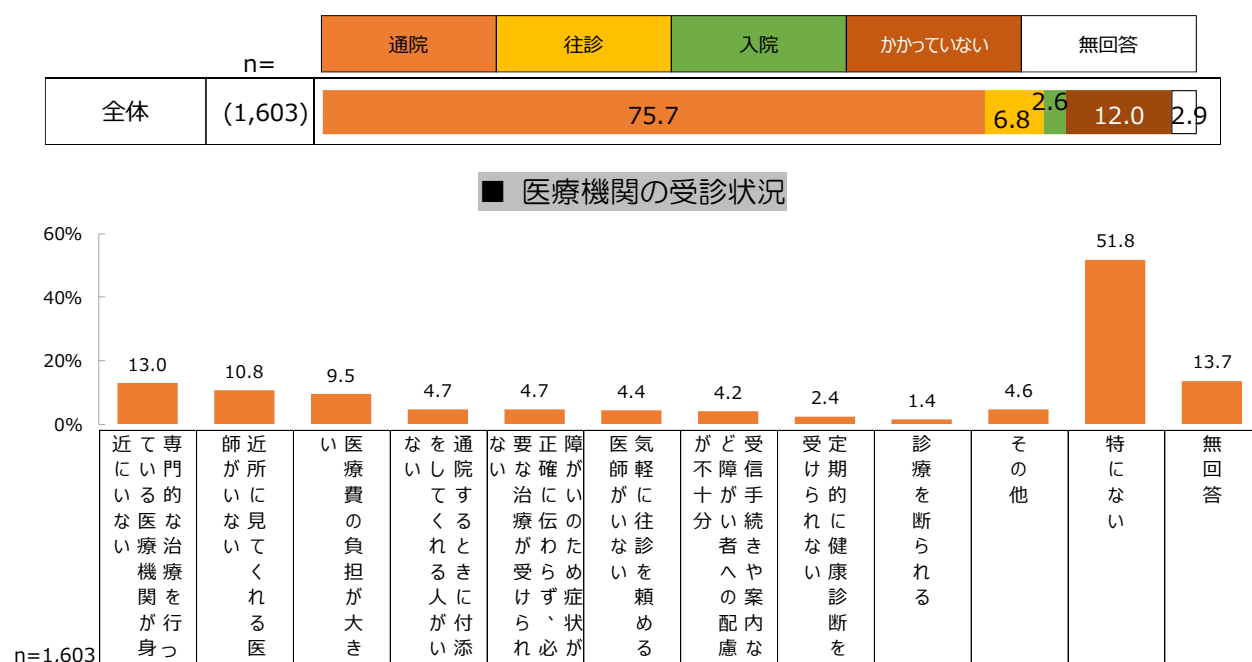
## ● I—3 保健・医療の充実

### 【現状と課題】

ニーズ調査で、医療機関にかかっているかを尋ねたところ、75.7%と7割以上の方が「通院」されています。

また、健康管理や医療について困ったり不便に思ったことを尋ねてみると、「専門的な治療を行っている医療機関が身近にいない」や「近所に診てくれる医師がいない」、「医療費の負担が大きい」の割合が高くなっていました。

医療に関する負担が大きくなっていることから、日常生活をサポートする支援の充実が求められています。



### ■ 健康管理や医療について困ったり不便に思ったこと

### 【展開の方向性】

地域移行の推進のために、家族や地域の理解、グループホームや居宅介護等のサービス基盤の確保とともに、地域移行後の生活支援に必要なサービスに繋げる地域包括ケアシステムの構築に努めます。

また、発達や発育の遅れに早期に対応するための相談や健康診査、成人期の疾病などの早期発見に向けた取組など、日常生活における障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見等を図るため、健康づくりを推進していきます。

**【取組内容】****（１） 障がいの早期発見と理解促進**

乳幼児健診の状況確認により、発達の遅れや発達障がいなどの早期発見に努めるとともに、関係部署との連携を図りながら、発達障がいに対する正しい理解の促進と支援体制の充実に努めます。

**（２） 特定健康診査の実施**

障がいの原因となる重大な疾病を未然に予防するため、特定健康診査を実施するとともに、健診の結果、必要な方には特定保健指導の受診の勧奨をするなど疾病予防のための支援を行います。

**（３） 精神障がいに対応した地域生活支援**

精神障がい者が病院から退院し、地域で生活することを希望する場合の「地域移行支援」や「地域定着支援」などの相談体制の充実に努めるとともに、地域移行後、地域で生活できる仕組みとしての地域包括ケアシステムを整備していきます。

**（４） 自殺（自死）対策の推進**

自殺（自死）の問題について、うつ病など精神疾病の早期発見と早期受診は自殺対策の観点からも重要であり、こころの健康に関する相談に努めるとともに、相談窓口の周知を図り、関係機関との連携を強化し、自殺（自死）予防につなげていきます。

**（５） 難病患者等に対する支援**

難病患者及びその家族の療養上の不安解消と安心安定した療養生活の確保を目指し、専門職を中心とした相談体制の強化を図ります。また、366 疾病の難病については、障害者手帳がなくとも障害福祉サービスなどの支給対象となることについての周知を図ります。

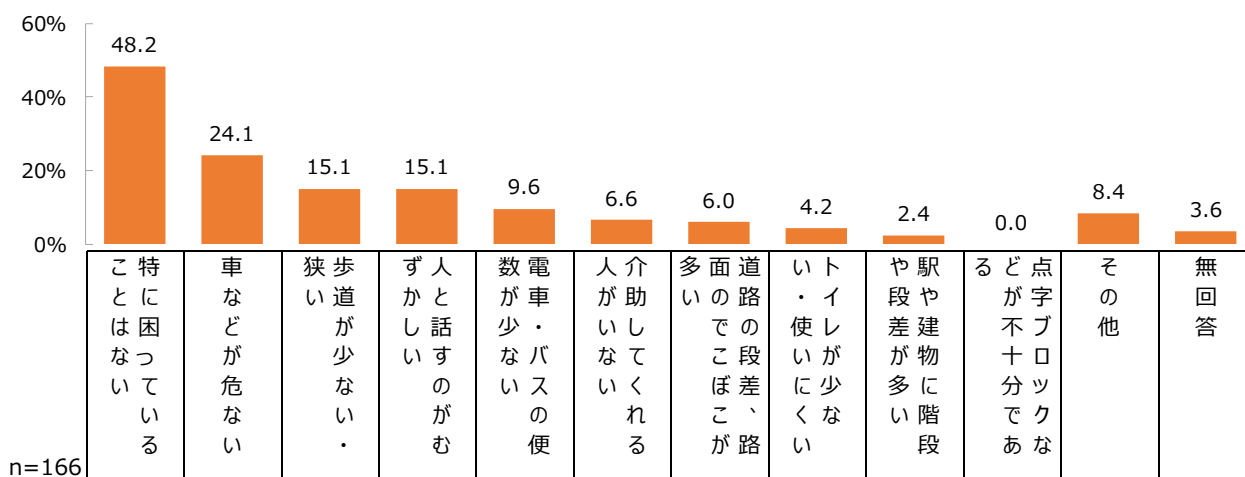
## ◆基本方針Ⅱ 地域で学び・働くための支援体制づくり

### ●Ⅱ—1 療育・保育・教育の充実

#### 【現状と課題】

ニーズ調査において、通学・通園時に困っていることを尋ねたところ、「車などが危ない」、「歩道が少ない・狭い」、「人と話すのがむずかしい」の割合が高くなっていました。

自由意見の中には、「関係機関が互いに連携して障がいの特性に応じた継続していく支援を行っていただけるような療育・教育が必要」、「将来について不安がある。そういった情報を得るための手段がもう少しあっていい」、「普通にお友達と関わっていますが、苦手な部分がお友達にも理解できてもらえる様に支援してもらえると良い」など、切れ目のない支援や障がいについての理解促進、情報提供などの要望が挙がっていました。



■ 通学・通園時に困っていること

#### 【展開の方向性】

障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現に向け、障がいのある児童生徒が、通学・通園しやすい環境の整備をすすめることをはじめとする合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力かつその特性に応じ、可能な限り障がいのない児童生徒とともに教育を受けることのできる教育環境を推進します。また、2022（令和4）年4月に開校した「福島県立だて支援学校」との連携強化を図ります。

**【取組内容】****（１） 切れ目のない支援の推進**

乳幼児期から学齢期（学校在籍中）における一貫したかかわりと相談支援体制を関係機関と連携しながら充実させ、学校を卒業した後の生活支援、就労支援につなぎます。

**（２） 専門的な相談支援ができる体制づくり**

発達障がいなど児童生徒が抱える障がいに対し、専門的な相談支援ができる体制づくりについて、相談支援事業所をはじめとした関係機関や「福島県立だて支援学校」との連携を強化しながら進めます。

**（３） インクルーシブ教育の推進**

小中学校において、特別支援学級の児童生徒が通常の学級と一緒に学習し、学校行事や部活動などの場で交流することにより相互理解を深め、ともに学ぶことができる環境を充実させます。

**（４） 特別支援教育の充実**

障がいのある子どもについて、人権に配慮した教職員の正しい理解を深めるとともに障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう特別支援教育の充実を図ります。

**（５） 地域住民との交流機会の拡充**

学習活動や行事などの学校生活の充実を図るため、幅広い分野の関係機関との交流や連携を深めるとともに、保護者や住民などとの交流の機会の設置を推進します。

## (6) 学校教育施設のバリアフリーの推進

学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、介助者などの人的配置の充実を図るとともに、多目的トイレやスロープを設置するなど、災害時の避難場所としての利用も考慮しながら、学校教育施設のバリアフリーを進めます。

### ●Ⅱ－2 雇用・就業の支援

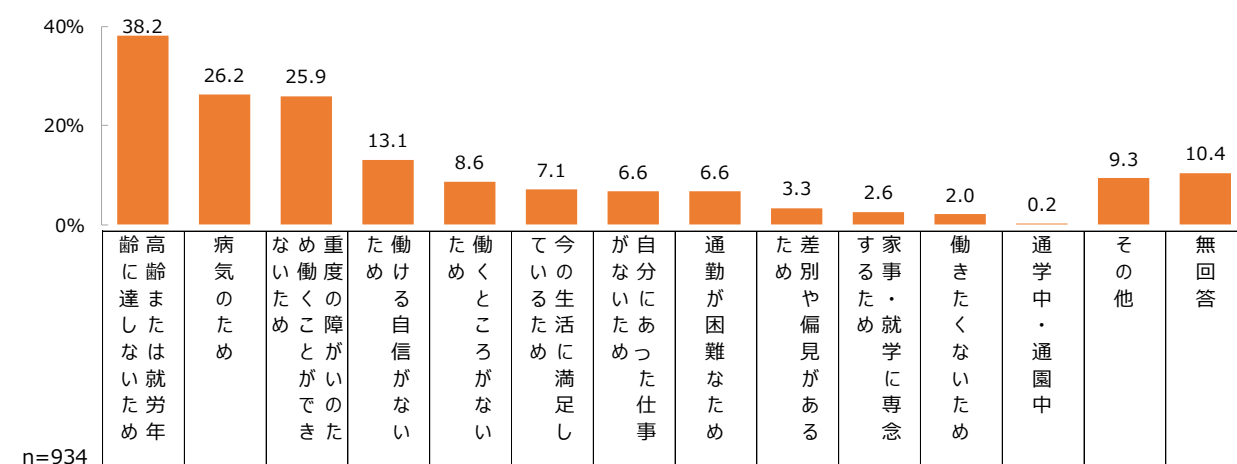
#### 【現状と課題】

ニーズ調査において、現在の就労状況について尋ねたところ、「働いていない」の割合が約6割と多数を占めていました。

現在働いていない理由をみると、「高齢または就労年齢に達しないため」が最も多く、次いで「病気のため」、「重度の障がいのため働くことが出来ないため」、「働ける自信がないため」となっていました。

|    | n=      | 働いている | 働いていない | 通学中・通園中 | 無回答 |
|----|---------|-------|--------|---------|-----|
| 全体 | (1,603) | 22.8  | 58.3   | 10.4    | 8.6 |

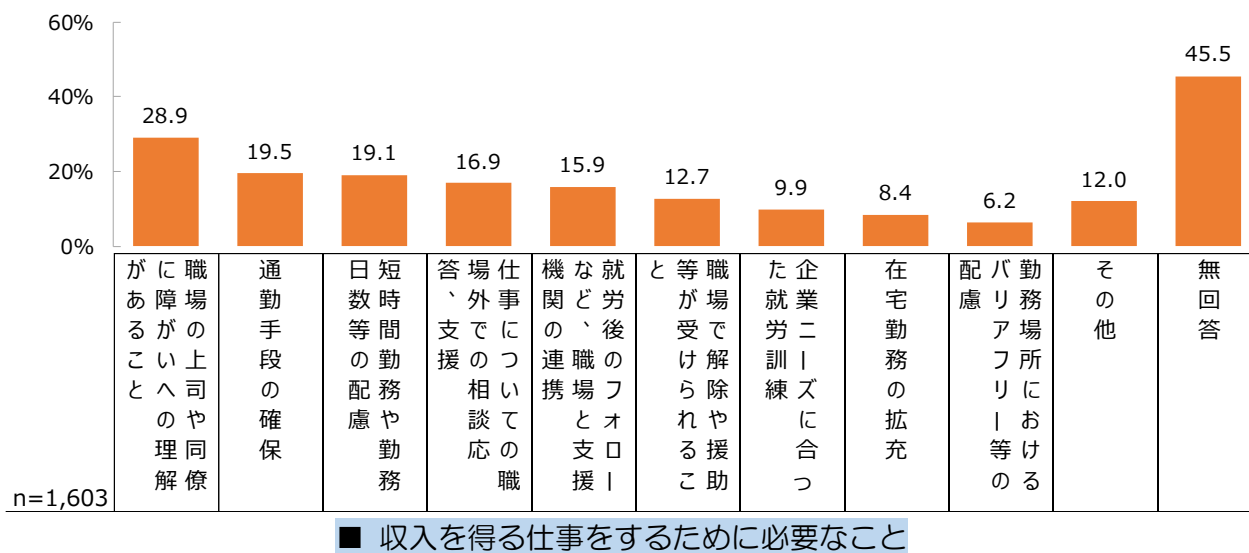
■ 現在の就労状況



■ 働いていない理由

収入を得る仕事をするために、必要なこととしては、「職場の上司や同僚に障がいへの理解があること」、「通勤手段の確保」、「短時間勤務や勤務日数等の配慮」が多くなっていました。

障がい者への自立支援に向けて、障がいへの理解をはじめ、就業環境の整備に向けて取り組んでいく必要があります。



### 【展開の方向性】

障がい者が地域で自立した生活を送るためには就労は極めて重要であることを認識し、働く意欲をもてるような支援を推進します。また、就労先における雇用主、上司、同僚などにおける障がい者や障がいへの理解促進を図ります。

### 【取組内容】

#### （１）障がい者の雇用促進

精神障がい者の雇用義務化を踏まえ、精神障がい者の雇用促進をはじめ、障がい者の雇用促進の取組を進めていきます。また、障がい者就労サポート専門員を引き続き配置し、就労を希望する障がい者の就労を支援し、就労している障がい者に対しその定着を支援します。

## **(2) 障がいのある労働者の権利保護**

雇用主や上司、同僚による虐待防止など、労働者である障がい者の適切な権利保護のため、ハローワーク等の関係労働機関との連携を強化します。

## **(3) 障がい者の労働環境の整備**

雇用分野における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）に基づき、障がい者と障がいのない人との均等な機会の確保及び待遇の確保など、関係機関との連携を図ります。

## **(4) 障害者優先調達推進法に基づく優先購入**

障害者優先調達推進法に基づき、「伊達市障がい者就労施設等からの物品等調達方針」を毎年度更新し、障がい者就労施設等の提供する物品・サービスの優先購入（調達）を推進します。

## **(5) 交通費助成の検討**

障がい者が障がい者就労施設等に通所する場合における交通費助成のあり方について、検討します。特に、助成額の算出方法が複雑で、受給対象者の請求手続き、障がい者就労施設等職員の確認作業に係る負担が大きいことから、通所方法、距離、日数などによる定額化を含め、検討します。

## **(6) 施設等の製品等の販売促進の検討**

福島県県北地域の9市町村で締結された「ふくしま田園中枢都市圏ビジョン」の「障がい者の社会参加促進の取組」の一つである「製品の販売促進」に協調し、伊達市自立支援協議会就労支援部会が中心となり開催される販売会を継続開催することを通じて、障がい者就労施設等の提供する製品等を販売・PRするための方法について、検討します。

**(7) 就労継続支援事業所の工賃向上**

障害福祉サービスのうち就労継続支援の利用者に支給される工賃の向上は、利用者本人のやる気を引き出すなどの意識向上が図られ、生産性が向上することも期待できます。また、利用者本人の意識向上ばかりではなく、家族や支援者などに対する経済的な負担を軽減することも期待できるため、就労継続支援事業所については、官民一体となって工賃の向上に寄与します。

**(8) 農福連携の強化**

農業分野での障がい者の就労を支援し、就労機会の確保の推進を図ります。さらに、関係機関との情報交換を密にし、農業経営体と障がい者就労施設等のニーズをマッチングする仕組みの構築、ハローワークなどの関係者との連携強化を図るなど農福連携の取組を強化します。

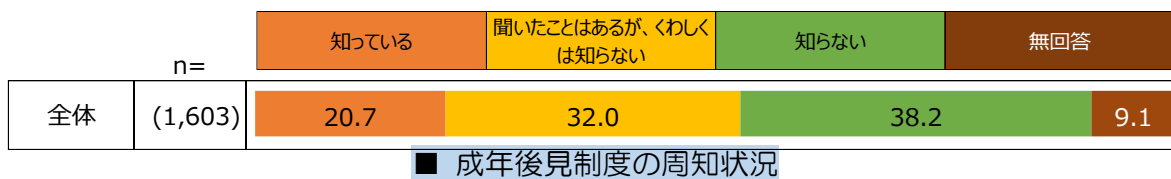
## ◆基本方針Ⅲ 安心して暮らせるまちづくりの推進

### ●Ⅲ—1 差別の解消及び権利擁護の推進

#### 【現状と課題】

『Ⅰ—1 障がいに対する理解促進』でみたように、4割以上の方が差別や嫌な思いを経験しています。障害者差別解消法では、障がいを理由として差別することを禁止しており、社会の中にあるバリアを取り除くための何らかの対応が求められたときに、負担が重すぎない範囲で対応する「合理的配慮」の提供が求められています。

また、障がい者の人権や権利を擁護する「成年後見制度」の周知状況をみると、「知らない」「聞いたことはあるが、くわしくは知らない」の割合が非常に高くなっていました。



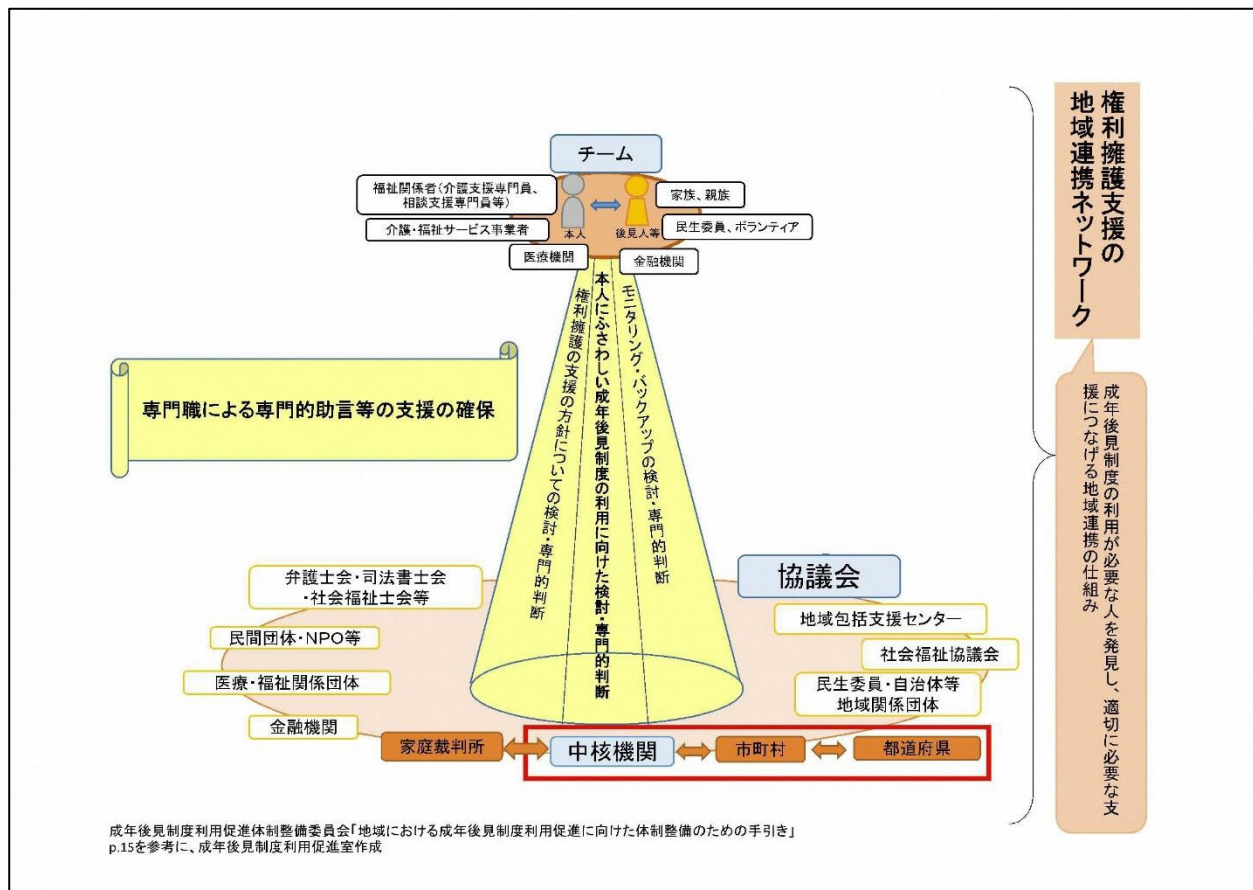
#### 【展開の方向性】

障がいのある人にとって、事物、制度、慣行、偏見など社会の仕組みが障壁となって「生活のしづらさ」に拍車をかけています。障がいのある人ない人が、相手を知り、お互いに理解しあうことが共に支えあって暮らすために欠かせないことから障がいを理由とする差別をなくしていく取組を進めます。

また、認知症高齢者や知的・精神障がい者など、判断能力が不十分な方の権利及び財産を擁護するため、成年後見制度の利用の促進に関する法律第12条第1項に基づき国が策定した成年後見制度利用促進基本計画において定義される地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）の設置を検討し、審議会などの合議制の機関の設置を検討するなど成年後見制度支援体制整備を進め、成年後見制度の利用促進と普及啓発を図るとともに、必要な方の権利を擁護していきます。

なお、本計画における成年後見制度に関する取組を、成年後見制度の利用の促進に関する法律に規定する成年後見制度の利用の促進に関する施策とし、同法の基本的な計画として位置づけるものとします。

## 【成年後見制度支援体制整備イメージ図】



資料：厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室資料より抜粋

## 【取組内容】

## （１） 合理的配慮の普及・啓発

障がいのあることを理由に、正当な理由なくサービスの提供を拒否し、制限、条件を付ける不当な差別的取り扱いを解消し、障がいの特性に応じ、メニューの読み上げ、筆談、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段の支援を行うなど合理的配慮が普及するようホームページなどを活用し、啓発活動を推進します。

## （２） 障害者差別解消法の周知

障がいを理由とする差別の解消を推進するため、市民が障がいについて理解し、可能な範囲で配慮していくことが重要であるため、2024（令和6）年4月に施行する改正障害者差別解消法の趣旨や障がいについて理解を深める周知を行っていきます。

### **（３）市職員の研修・啓発**

障害者差別解消法に基づいた考え方を理解し、障がいの特性に応じた窓口対応や会議時等の配慮に活かすため、「伊達市障がい者活躍推進計画」により実施される職員研修に参画し、伊達市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領の周知により、職員への啓発を実施します。

### **（４）「障がい者差別解消支援地域協議会」の設置の検討**

地域における障がい者差別に関する相談等について情報を共有し、障がい者差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うネットワークとして「障がい者差別解消支援地域協議会」の設置を検討します。

### **（５）障がい者虐待防止の広報・啓発**

障がい者虐待防止に関し、養護者、施設従事者への広報・啓発活動を行うとともに、障がい者虐待に対する適切な対応を関係機関とのネットワーク等を通じて引き続き実施していきます。

### **（６）成年後見制度の利用普及**

判断能力が不十分な障がい者の財産管理や身上保護（身上監護）を支援するための成年後見制度の利用普及に向け、中核機関の設置を目指し、成年後見制度利用支援事業を展開していきます。

### **（７）成年後見制度利用支援体制づくり**

成年後見制度については、市民後見・法人後見の対応等さまざまな課題があることから、設置を目指す中核機関が中心となり、制度の広報・啓発、利用相談、後見人支援に取り組むほか、市民後見人・法人後見人等の育成に努めます。

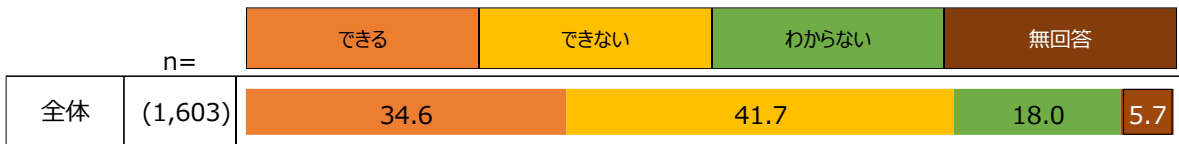
●Ⅲ－２ 安全・安心の推進

## 【現状と課題】

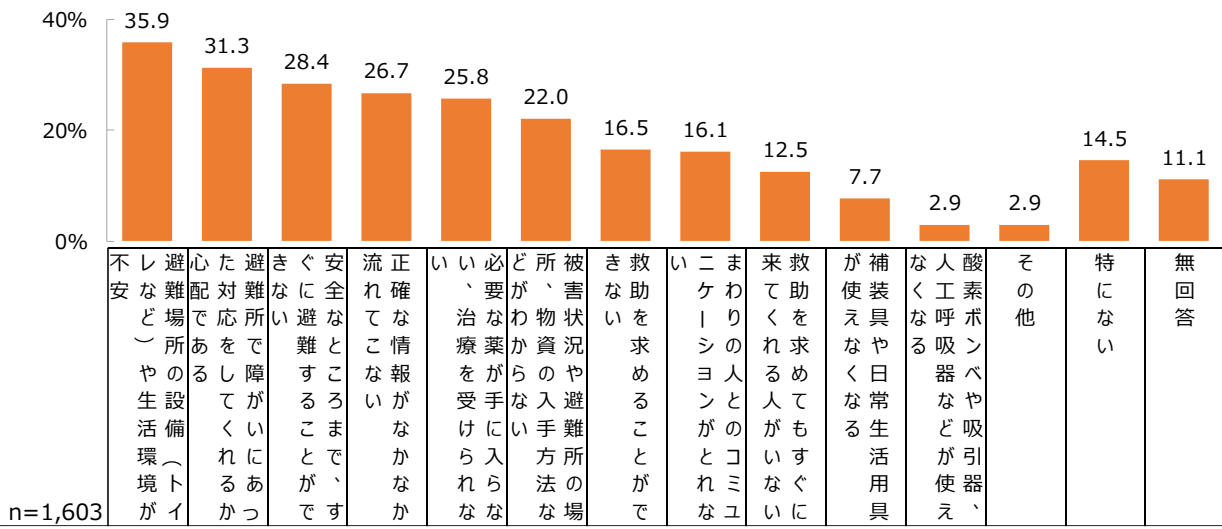
ニーズ調査において、災害時に一人で避難できるか尋ねてみると、「できない」が4割以上で「できる」(34.6%)より多くなっています。

また、災害時に心配なことを尋ねてみると、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」、「避難所で障がいにあった対応をしてくれるか心配である」、「安全なところまで、すぐに避難することができない」の割合が高くなっていました。

緊急時の避難と避難所での生活の不安が多くなっていることから、日頃から緊急時の支援の充実を図り、福祉避難所等の災害時の支援体制の強化が求められています。



## ■ 災害時の一人での避難



## ■ 災害時に心配なこと

### 【展開の方向性】

障がい者が地域で安心して暮らすために、平時から災害による生活環境の変化などに対応でき、必要な時に適切な支援が受けられる地域の体制づくりを推進します。

【取組内容】

**(1) 災害に強い地域づくりの推進**

障がいの有無に関わらず、市民の生命や財産を守るため、伊達市地域防災計画に基づき、災害に強い地域づくりを推進していきます。

また、災害発生時に障がいのある人が迅速かつ的確に避難できるよう、避難行動要支援者の把握、個別避難計画の作成を強化します。

**(2) 災害発生時の「共助」の仕組みの構築**

自主防災組織の結成の促進とその育成指導を図り、災害発生時に迅速に地域で助け合う「共助」の仕組みを構築していきます。また、一人暮らしの障がい者や高齢者等の要支援者を支援するため、避難行動要支援者登録者名簿の地域での利活用の推進を図ります。

**(3) 福祉避難所の整備**

災害発生時に避難所となる施設のバリアフリー化を進めるとともに、福祉避難所の運営においては、それぞれの障がい特性に対応できるよう「福祉避難所設置・運営マニュアル」を必要に応じ改訂します。また、福祉避難所となる施設数の拡大を図り、定期的に開設訓練を実施します。

**(4) 地域防災活動の充実**

平時における地域防災活動の充実として、市や地域で行われる防災訓練への障がい者の参加を促進し、障がい者自らの防災意識の高揚と地域防災体制における連携の強化を図ります。

**(5) 防犯体制の整備**

防犯対策として、障がい者の生活施設や居住している住宅、さらに地域での犯罪等の発生の防止と早期発見に努めるため、警察署等関係機関との連携を強化していきます。

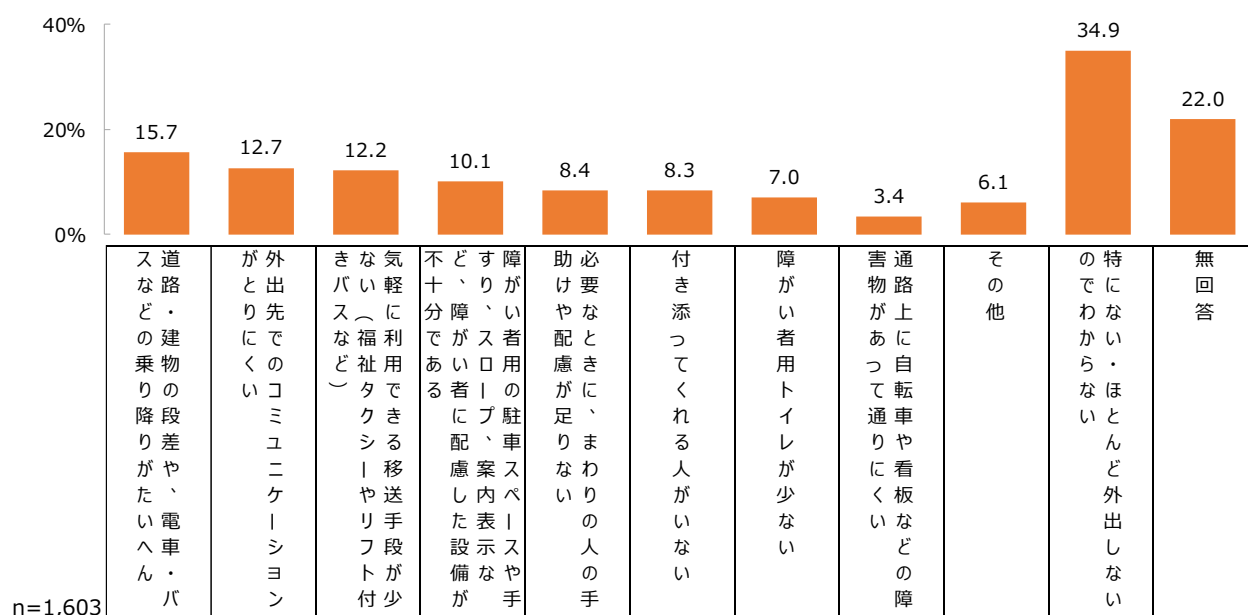
**(6) 消費者保護対策の推進**

消費者トラブルを未然に防止する観点から、福島県消費生活センターや伊達市消費生活センターなどの関係機関と協力し、障がい者に対する消費者啓発を推進していきます。

### ●Ⅲ－3 まちづくりの推進

#### 【現状と課題】

ニーズ調査において、外出するときどのようなことに不便や困難を感じる人が多いか尋ねたところ、「道路・建物の段差や、電車・バスなどの乗り降りがたいへん」、「外出先でのコミュニケーションがとりにくい」、「気軽に利用できる移送手段が少ない」、「障がい者用の駐車スペースや手すり、スロープ、案内表示など、障がい者に配慮した設備が不十分である」が1割以上となっており、バリアフリー化への要望は依然として残っています。



■ 外出時の不便や困難

#### 【展開の方向性】

障がい者誰もが地域で安心して、快適な生活を送ることができるようにユニバーサルデザインの考慮やバリアフリー、アクセシビリティの向上など生活環境の整備を推進します。

**【取組内容】****（１） 公共的建築物、道路、公園等の整備**

障がい者など誰もが安全かつ円滑に利用できるように、官公庁の施設、社会福祉施設、商業施設などの公共的建築物、道路、公園等の整備を推進します。

**（２） 障がい者の声を反映したバリアフリーの推進**

公共的施設等において、障がいの特性に応じた使いやすい環境や施設づくりについて、障がい者の声を可能な限り反映し、ユニバーサルデザインを考慮し、バリアフリー化に努めます。

**（３） アクセシビリティの向上**

市内で開催される各種イベントにおいて、手話通訳者の確保など誰もが参加しやすい環境整備がなされるように、理解啓発を進めます。

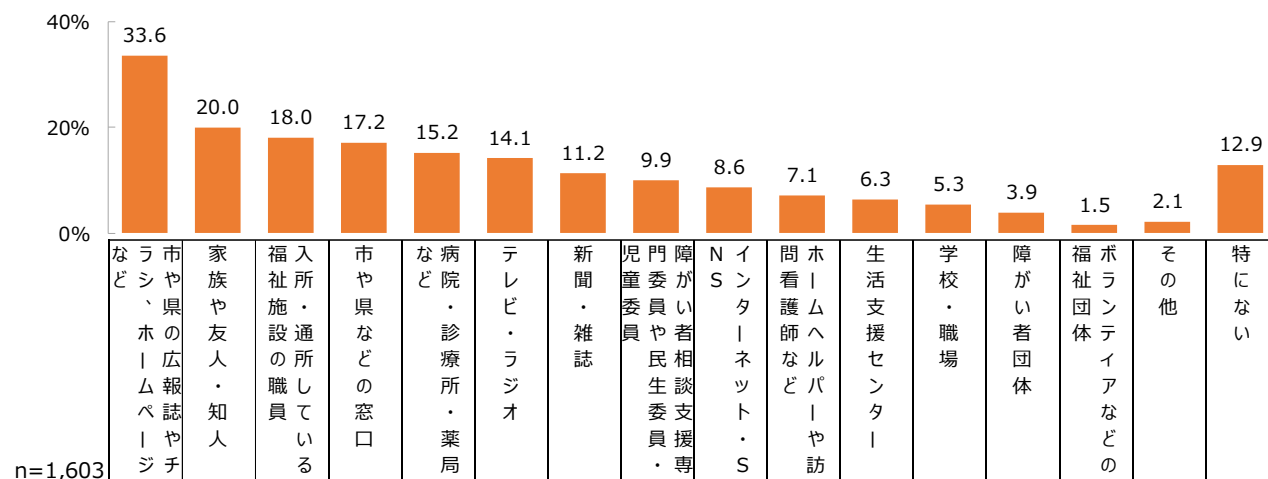
## ◆基本方針Ⅳ 暮らしを支える体制の整備

### ●Ⅳ—1 情報のアクセシビリティ（利便性）

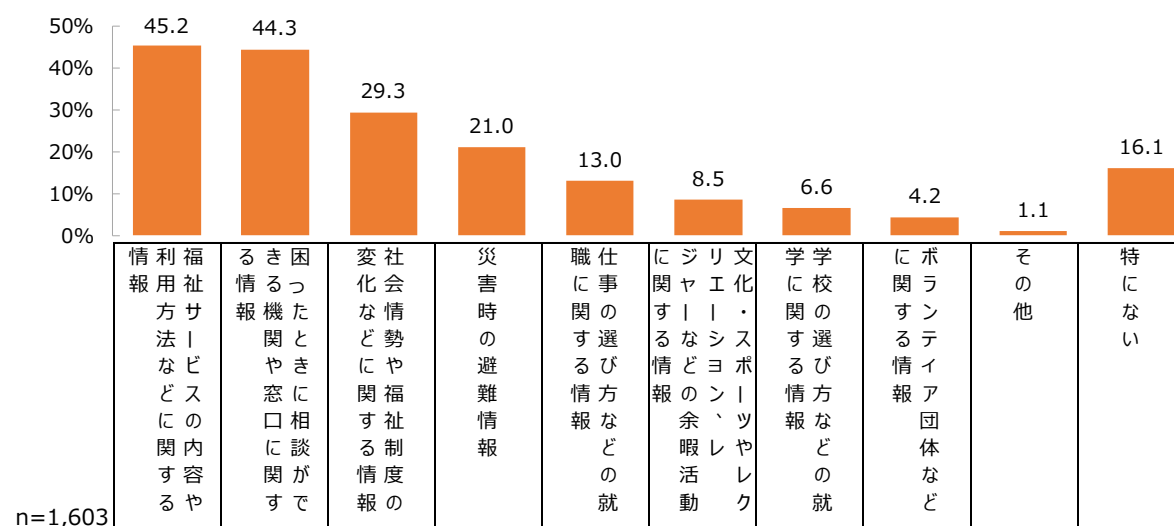
#### 【現状と課題】

ニーズ調査において、福祉サービスや福祉制度に関する情報源を尋ねてみると、「市や県の広報誌やチラシ、ホームページなど」の割合が最も高くなっていました。

今後、特に充実してほしい情報を訪ねたところ、「福祉サービスの内容や利用方法等に関する情報」、「困ったときに相談ができる機関や窓口に関する情報」の割合が他と比べ、高くなっていました。



#### ■ 福祉サービスや福祉制度などに関する情報源



#### ■ 今後、特に充実してほしい情報

**【展開の方向性】**

障がい者の多様なニーズに対応し、円滑に情報を取得・利用でき、自発性が発揮できるよう適切な情報提供の推進を行います。

聴覚、視覚等により、情報の取得や伝達に困難を生じる方について、D X（デジタルトランスフォーメーション）の技術、手話、要約筆記、点字等を活用し、情報のバリアフリー化、コミュニケーション手段の充実を図ります。

**【取組内容】****（１）福祉サービス情報提供の充実**

市の広報誌やホームページ、冊子やパンフレットの配布など多様な広報・情報媒体を通じて、障がい福祉に関するサービスや各種支援制度などの内容を分かりやすく紹介し、障がい者やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう情報提供の充実を図ります。

**（２）広報媒体の充実**

行政情報の発信に関して、動画には字幕スーパーを挿入し、市長記者会見には手話通訳の設置、広報誌には点字版や音声版の発行など容易に情報が得られるようなシステムづくりに努めます。

**（３）手話が広がる環境づくり**

市民に対して「手話言語条例」の推進、特に手話は言語という理解の促進を図るとともに、手話が広がる環境づくりに努めます。

**（４）聴覚障がい者への情報提供の充実**

市が主催する講演会などの行事には、手話通訳などによる情報保障に努めます。また、聴覚障がい者の日常生活におけるコミュニケーションを確保するため、手話通訳者、要約筆記者の育成や配置、D Xを活用した意思疎通支援などの普及を促進します。

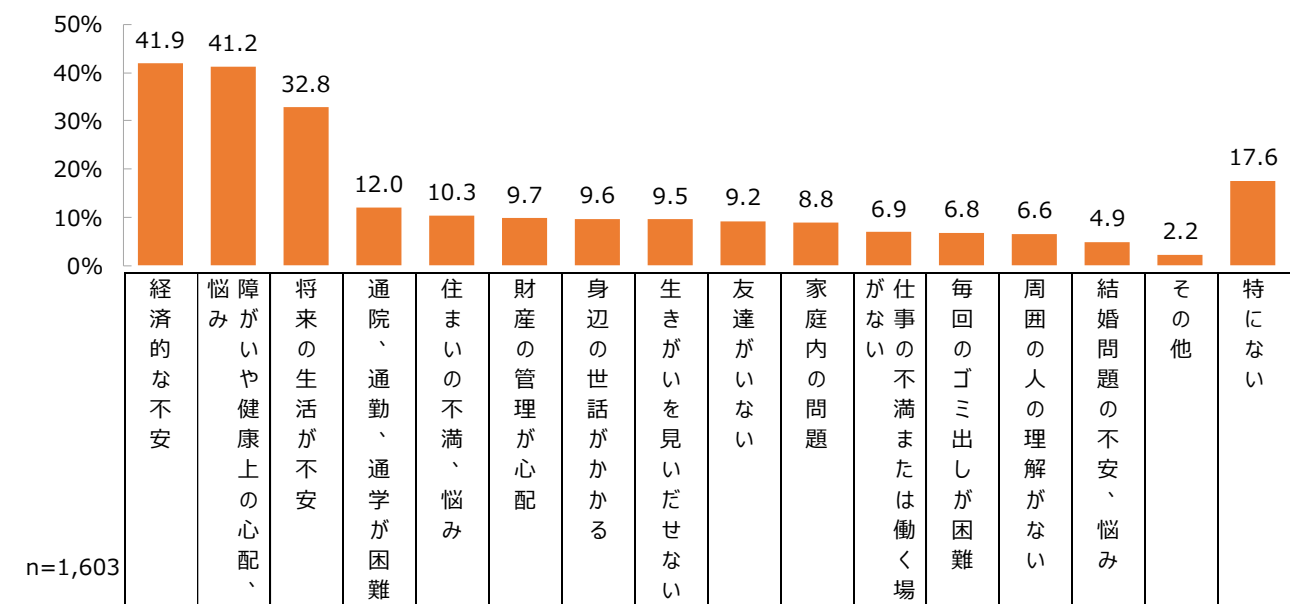
## (5) 視覚障がい者への情報提供の充実

視覚障がい者への情報伝達の方法、日常生活におけるコミュニケーションの確保等を図るためニーズを把握するとともに、点字、代読などの普及、D Xを活用した支援のあり方を検討していきます。

### ●IV—2 生活支援体制の充実

#### 【現状と課題】

ニーズ調査において、現在の生活の中で困っていること、将来に対する不安・悩みについて尋ねたところ、「経済的な不安」、「障がいや健康上の心配、悩み」、「将来の生活が不安」の割合が非常に高くなっていました。



■ 生活の中で困っていること、不安・悩み

**【展開の方向性】**

障がい者が地域で生き活きと生活でき、障がいの程度、種類、生活環境に応じたサービスが受けられるように在宅で受けられるサービスのニーズを把握しながら、サービスの充実に努めます。

**【取組内容】****（１） 相談窓口の充実**

障がいのある人やその家族をはじめとする支援者が、気軽に安心してサービス利用や生活上の悩みなどを相談することができるよう相談窓口の充実に努めます。なお、家族構成、高齢者の就労や両親の共働きなどの社会情勢の変化に対応することができるよう相談窓口体制の整備を推進します。

**（２） 相談者の意思を尊重した意思決定支援**

相談者の利益を最優先に考え、必要と思われる支援を積極的に紹介し、相談者の自己選択・自己決定を促す丁寧な意思決定支援を実践します。

**（３） 在宅障害福祉サービスの充実**

障がい者が地域の構成員の一人として、日常生活又は社会生活を営むため居宅介護、重度訪問介護、同行援護等の支援を行うとともに、短期入所及び日中の通所支援など、必要とする在宅サービスの提供を計画的に行い自立への支援を図ります。特に短期入所については、家庭環境の変化などにより緊急的なニーズが高いことから、迅速的な対応に努めます。

**（４） 常時介護を必要とする人への支援**

常時介護を必要とする障がい者が安全安心に暮らすために、日中及び夜間における医療的ケアを含む支援を充実します。

### **(5) 日中活動の場づくり**

住み慣れた地域で生活が出来るよう、関係機関や障害福祉サービス事業所、当事者などと連携し、障がい者の社会参加や社会活動を促進するための日中活動の場や機会の充実を図ります。

### **(6) グループホームの充実**

市内のグループホームへの入所希望者が入所できるよう市内へのグループホームの誘致に努め、地域での生活の実現を目指すと共に、孤立を防ぐためにグループホームにおけるサービスの強化を図ります。また、地域への移行をスムーズにするための取組を強化します。

### **(7) 住まいと生活の場の確保**

住み慣れた地域で自立した生活が出来るよう、障がい者の住まいを確保し、生活支援の充実を図ります。

### **(8) 移動支援の充実**

障がい者の生活の支援や社会参加をより円滑にするため、移動支援の充実を図ります。

### **(9) 日常生活用具などの給付**

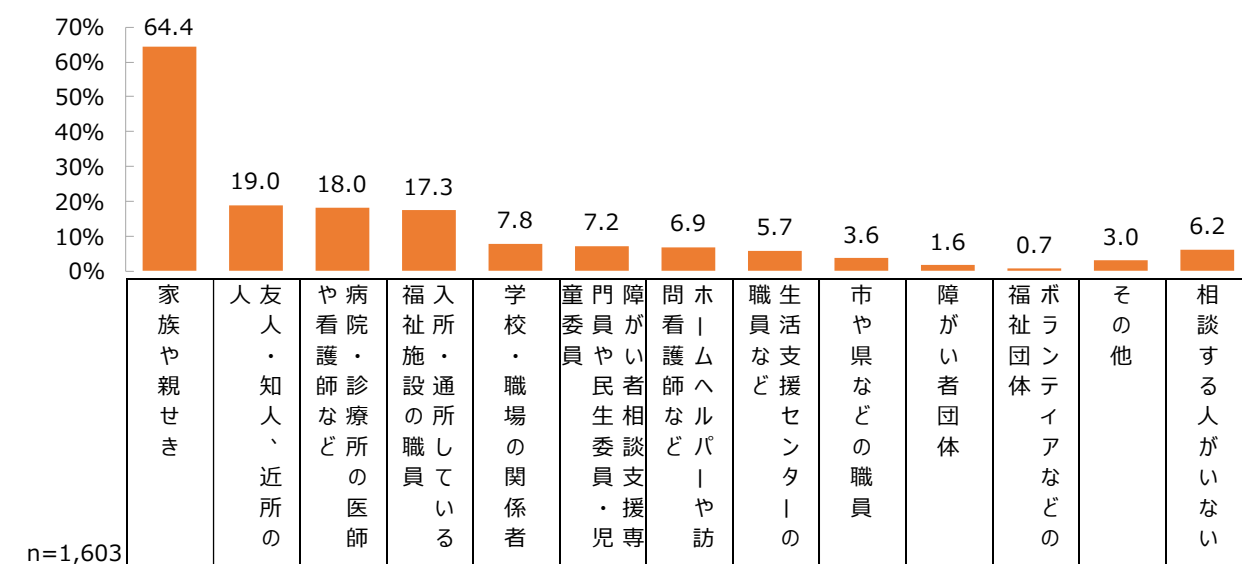
在宅の障がい者が日常生活をより円滑に行うことができるように、日常生活用具や補装具などの給付事業の充実を図ります。

### ●Ⅳ—3 相談支援体制の充実

#### 【現状と課題】

ニーズ調査において、生活の中で困っていることや不安・悩みを誰（どこ）に相談しているか尋ねたところ、「家族や親せき」の割合が最も高く、次いで「友人・知人、近所の人」、「病院・診療所の医師や看護師など」、「入所・通所している福祉施設の職員」となっています。

多くは身近なところでの相談者となっていますが、多様化・複雑化している問題に対応していくためには専門家や関連団体等の支援が必要になります。また、日頃、人とコミュニケーションを取る機会が少ない人や身近に相談相手がいない人などに対しての相談体制の構築が望まれます。



■ 生活の中で困っていること、不安・悩みの相談先

#### 【展開の方向性】

障害者の生活支援のための基盤づくりを進め、自分らしい日常生活又は社会生活が営むことができる「共生社会」の実現のため、生活を支援する相談支援体制を充実させていきます。

【取組内容】

**(1) 障害児相談支援体制の整備**

心身の発達が気になる又は障がいのある児童及びその家族等への途切れのない支援を実施するため、こども家庭センターは、関係機関等との連携・協働にて相談支援体制を整備し、個別ニーズに応じた自立への支援、障がい児通所サービスや障害福祉サービス等の安定的な利用に向けた支援体制を構築していきます。

**(2) 障害児通所支援サービスの充実**

児童福祉法に基づく障害児通所支援事業である児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援において、適切な支援を提供します。

**(3) 地域生活支援体制の推進**

障害者総合支援法に基づく居宅介護、短期入所、日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制を推進します。

**(4) 成長過程に応じた支援**

教育、医療、福祉等の関係機関や関係者の連携により成長過程に応じた一貫した支援を受けることができる体制整備を強化し、支援のための1つのツールであるサポートブック「ハーモニー」の周知を図るとともに、ライフステージを通じた切れ目のない支援の実施を目指します。

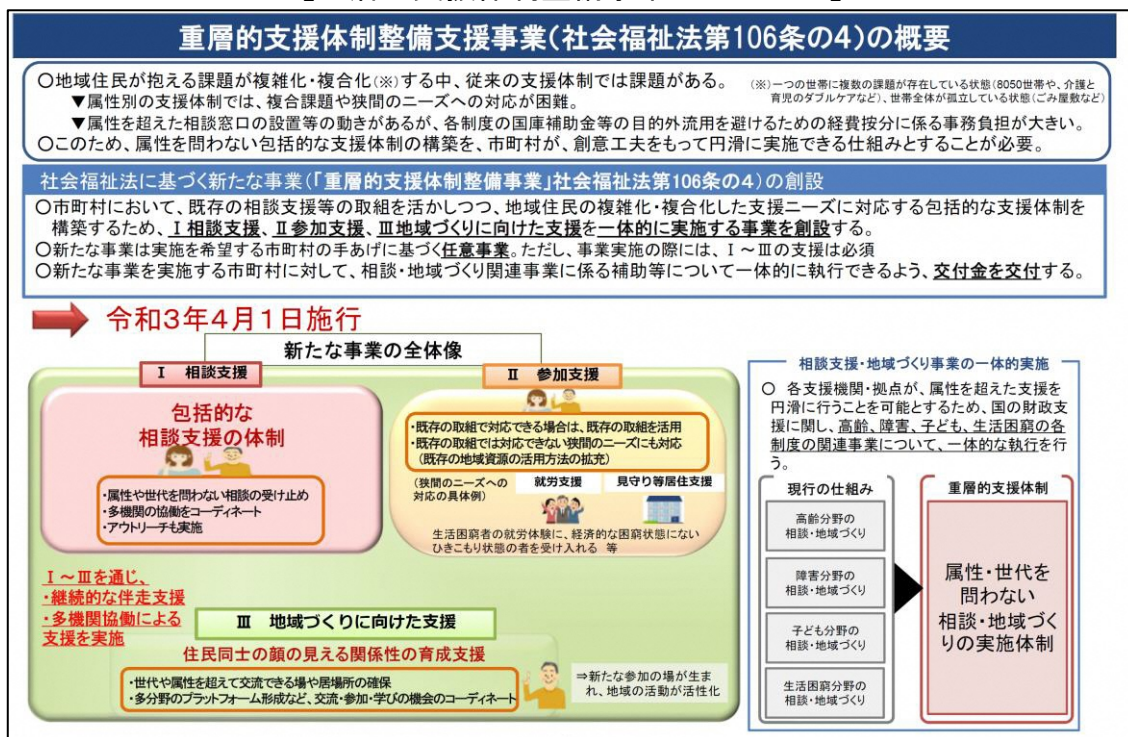
**(5) 障がい者及び家族等の状況把握**

伊達市自立支援協議会、自立支援協議会事務局会議、相談支援会議、こども部会及び就労支援部会を定期開催することなどにより、障がい者本人、親などの意識や心配な事柄、障害福祉サービスを提供する事業所の意見を集約し、その状況を把握します。

## (6) 包括的な相談支援体制の構築

既存の制度の対象となりにくい生活課題への対応や複合的な課題を抱える人・世帯への対応に限界が生じており、重層的支援体制整備事業と連携し「丸ごと」の課題に対応できる包括的な相談支援体制の構築に取り組みます。

### 【重層的支援体制整備事業のイメージ】



資料：厚生労働省資料より抜粋

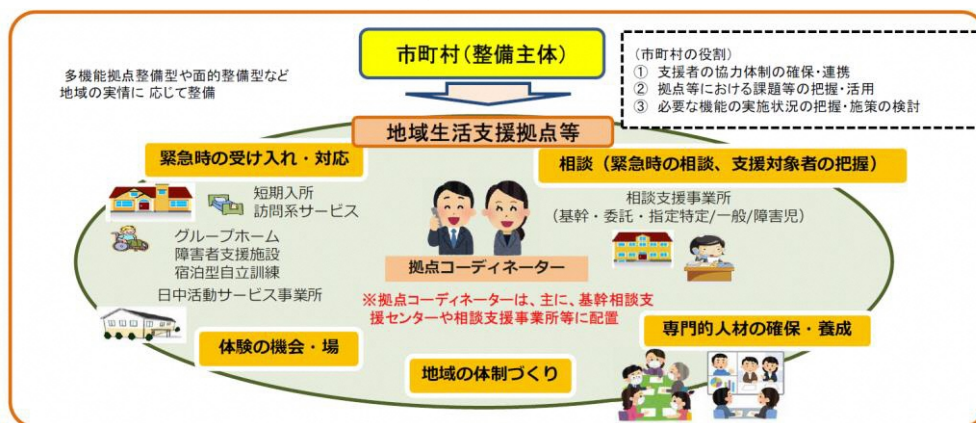
## (7) 「共生型サービス」事業所の普及

今以上に障害福祉サービスを利用しやすい状況とするため、介護保険事業所であっても、障害福祉サービスを利用できる「共生型サービス」事業所の普及を支援します。

## (8) 地域生活支援拠点の整備

障がいのある人の高齢化、重度化や「親なき後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるようさまざまな支援を切れ目なく提供できる多機能を有し、支援の拠点となる「地域生活支援拠点」を整備します。

### 【地域生活支援拠点のイメージ】



資料：厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課生活支援推進室資料より抜粋

## (9) 県北圏域自治体等との協議・連携

地域の事業者が機能を分担して面的な支援を行う体制等の整備、地域支援のための拠点の整備を積極的に推進し、地域全体で支えるサービス提供体制の構築を図る必要があるため県北圏域自治体等と協議・連携を進めます。

## 第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

---

1. 国の基本指針の見直しについて
2. 2026（令和8）年度における成果目標等
3. 障害福祉サービスの活動方針（見込量）と確保の方策
4. 障がい児支援の活動方針（見込量）と確保の方策
5. 地域生活支援事業の活動方針（見込量）と確保の方策
6. 計画の推進体制

## 1. 国の基本指針の見直しについて

市町村・都道府県の障害福祉計画及び障害児福祉計画は、現行の第6期及び第2期計画の計画期間が2023（令和5）年度末までであることから、2024（令和6）年度を初年度とする第7期及び第3期計画の作成にあたって、国では、社会保障審議会障害者部会で議論を経て、「障害福祉サービス及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本指針」（以下「国の基本指針」といいます。）が2023（令和5）年5月に告示され、障害福祉計画及び障害児福祉計画の作成に係る基本指針が一部改正されました。

これを踏まえ、国の基本指針に即して、第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画において、市として取り組むべき事項及び成果目標等を定めます。

### 基本指針の見直しの主なポイント

#### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充
- ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備
- ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定

#### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定
- ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記

#### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備
- ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進
- ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実
- ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充

#### ⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進

**⑥地域における相談支援体制の充実強化**

- ・ 基幹相談支援センターの設置等の推進
- ・ 協議会の活性化に向けた成果目標の新設

**⑦障害者等に対する虐待の防止**

- ・ 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底
- ・ 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設

**⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組**

- ・ 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設

**⑨障害福祉サービスの質の確保**

- ・ 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加

**⑩障害福祉人材の確保・定着**

- ・ ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設
- ・ 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加

**⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定**

- ・ 障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進
- ・ 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進

**⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進**

- ・ 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設

**⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化**

- ・ 障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
- ・ 支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備

**⑭その他：地方分権提案に対する対応**

- ・ 計画期間の柔軟化
- ・ サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

## 2. 2026（令和8）年度における成果目標等

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援等といった課題に対応するため、2026（令和8）年度を目標年度として、必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保について、国の基本方針を踏まえてそれぞれの数値目標を設定します。

また、数値目標の設定にあたっては、これまでの取組をさらに推進するものとなるように、市の実情等を考慮し設定します。

### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【国の基本指針】

2026（令和8）年度末までに、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。

2026（令和8）年度末までに、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数から5%以上縮小することを基本とする。

#### ■施設入所者数

| 項目    | 2022（令和4）年度末時点の施設入所者数（A） | 2026（令和8）年度末の施設入所者数見込（B） | 縮小見込（目標値：A-B） | 地域生活移行数（目標値）                         |
|-------|--------------------------|--------------------------|---------------|--------------------------------------|
| 人数（人） | 71                       | 67                       | 4             | 5<br>(7.0%)                          |
| 備考    |                          |                          | 5%以上縮小（国指標）   | 施設入所からグループホーム等への移行者数（※入所者の6%以上（国指標）） |

### （2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### 【国の基本指針】

精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域での平均生活日数については、2018（平成30）年度に上位10%の都道府県が達成している値、325.3日以上とすることを基本とする。

2026（令和8）年度の全国の精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳

以上、65歳未満)の目標値については、2020(令和2)年度と比べて約3.3万人の減少を目指すこととする。

精神病床における退院率については、2018(平成30)年度に上位10%の都道府県が達成している値、3ヶ月時点68.9%以上、6ヶ月時点84.5%以上、1年時点91.0%以上とすることを基本とする。(都道府県で目標値設定)

#### ■目標値

| 項目          | 2022(令和4)年度末の開催回数及び目標設定、評価実施回数実績 | 2026(令和8)年度末の開催見込開催回数 | 2026(令和8)年度末の目標設定及び評価の実施回数          |
|-------------|----------------------------------|-----------------------|-------------------------------------|
| 数値<br>(回/年) | 5                                | 5                     | 1                                   |
| 備考          | 2022(令和4)年度の協議の場開催回数             | 2026(令和8)年度の協議の場開催回数  | 2026(令和8)年度の地域包括ケアシステム目標設定及び評価の実施回数 |

### (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 【国の基本指針】

地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討することを基本とする。

#### ■目標値

| 項目         | 2022(令和4)年度末の整備数 | 2026(令和8)年度末の整備箇所数 | 地域生活支援拠点の運営状況検証及び検討    |
|------------|------------------|--------------------|------------------------|
| 数値<br>(箇所) | 0                | 1                  | 年1回以上                  |
| 備考         |                  | 整備・充実              | 2026(令和8)年度末時点の検証・検討回数 |

### (4) 強度行動障がい有する者への支援体制の充実について

#### 【国の基本指針】

2026(令和8)年度末までに、強度行動障がい有する者に関して、支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めることを基本とする。

## (5) 福祉施設から一般就労への移行等

## 【国の基本指針】

就労移行支援事業等の利用を経て一般就労に移行する者の数を2026（令和8）年度中に2021（令和3）年度実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

そのうち、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型については、以下のとおりとする。

- ・就労移行支援事業：2021（令和3）年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。
- ・就労継続支援A型事業：2021（令和3）年度実績の概ね1.29倍以上を目指す。
- ・就労継続支援B型事業：2021（令和3）年度実績の概ね1.28倍以上を目指す。

また、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを基本とする。

## ■就労移行支援事業から一般就労移行者

| 項目    | 2021（令和3）年度実績 | 2026（令和8）年度目標値        |
|-------|---------------|-----------------------|
| 人数（人） | 3             | 5                     |
| 備考    |               | 2021（令和3）年度実績の1.31倍以上 |

## ■就労継続支援A型事業から一般就労移行者

| 項目    | 2021（令和3）年度実績 | 2026（令和8）年度目標値        |
|-------|---------------|-----------------------|
| 人数（人） | 1             | 2                     |
| 備考    |               | 2021（令和3）年度実績の1.29倍以上 |

## ■就労継続支援B型事業から一般就労移行者

| 項目    | 2021（令和3）年度実績 | 2026（令和8）年度目標値        |
|-------|---------------|-----------------------|
| 人数（人） | 2             | 3                     |
| 備考    |               | 2021（令和3）年度実績の1.28倍以上 |

## ■就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所

| 項目      | 2026（令和8）年度目標値                               |
|---------|----------------------------------------------|
| 事業所（箇所） | 1                                            |
| 備考      | 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上 |

## ■一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者

| 項目    | 2021（令和3）年度実績 | 2026（令和8）年度目標値         |
|-------|---------------|------------------------|
| 人数（人） | 0             | 2                      |
| 備考    |               | 2021（令和3）年度末実績の1.41倍以上 |

## ■就労定着支援事業所

| 項目      | 2026（令和8）年度目標値                         |
|---------|----------------------------------------|
| 事業所（箇所） | 1                                      |
| 備考      | 2026（令和8）年度の就労定着率7割以上の就労定着支援事業所を2割5分以上 |

## （6）障がい児支援の提供体制の整備等

## 【国の基本指針】

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、2026（令和8）年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置することを基本とする。

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、2026（令和8）年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とする。

■ 児童発達支援センターの整備

| 項目         | 2022（令和4）年度実績                 | 2026（令和8）年度目標値                |
|------------|-------------------------------|-------------------------------|
| 数値<br>（箇所） | 2                             | 2                             |
| 備考         | 2022（令和4）年度末の児童発達支援センターの整備箇所数 | 2026（令和8）年度末の児童発達支援センターの整備箇所数 |

■ 保育所等訪問支援事業の整備

| 項目         | 2022（令和4）年度実績          | 2026（令和8）年度目標値         |
|------------|------------------------|------------------------|
| 数値<br>（箇所） | 2                      | 2                      |
| 備考         | 2022（令和4）年度末の利用体制整備箇所数 | 2026（令和8）年度末の利用体制整備箇所数 |

■ 重症心身障がい児を支援する事業所の整備

① 重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所

| 項目         | 2022（令和4）年度実績                           | 2026（令和8）年度目標値                          |
|------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 数値<br>（箇所） | 1                                       | 1                                       |
| 備考         | 2022（令和4）年度末の利用体制整備箇所数（重症心身障がい児が主な支援対象） | 2026（令和8）年度末の利用体制整備箇所数（重症心身障がい児が主な支援対象） |

② 重症心身障がい児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所

| 項目         | 2022（令和4）年度実績                           | 2026（令和8）年度目標値                          |
|------------|-----------------------------------------|-----------------------------------------|
| 数値<br>（箇所） | 1                                       | 1                                       |
| 備考         | 2022（令和4）年度末の利用体制整備箇所数（重症心身障がい児が主な支援対象） | 2026（令和8）年度末の利用体制整備箇所数（重症心身障がい児が主な支援対象） |

■ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

① 関係機関の協議の場の設置

| 項目         | 2022（令和4）年度実績      | 2026（令和8）年度目標値     |
|------------|--------------------|--------------------|
| 数値<br>（箇所） | 1                  | 1                  |
| 備考         | 2022（令和4）年度末の整備箇所数 | 2026（令和8）年度末の整備箇所数 |

## ②コーディネーターの配置

| 項目        | 2022（令和4）<br>年度実績                 | 2024（令和6）<br>年度目標値                | 2025（令和7）<br>年度目標値                | 2026（令和8）<br>年度目標値                |
|-----------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 数値<br>（人） | 0                                 | 0                                 | 1                                 | 1                                 |
| 備考        | 2022（令和4）年<br>度末のコーディネ<br>ーターの配置数 | 2024（令和6）年度<br>末のコーディネ<br>ーターの配置数 | 2025（令和7）年度<br>末のコーディネ<br>ーターの配置数 | 2026（令和8）年度<br>末のコーディネ<br>ーターの配置数 |

## （7）相談支援体制の充実・強化等

## 【国の指針】

2026（令和8）年度末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置（複数市町村による共同設置可）するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保する。

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保する。

## ■障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援の実施

| 項目 | 2022（令和4）年度実績 | 2026（令和8）年度目標値 |
|----|---------------|----------------|
| 有無 | 有             | 有              |
| 備考 |               | 支援拡充           |

## ■地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言

| 項目        | 2022（令和4）年度実績                       | 2026（令和8）年度目標値                      |
|-----------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 数値<br>（回） | 152                                 | 150                                 |
| 備考        | 2022（令和4）年度の地域の相談<br>支援事業所への指導・助言件数 | 2026（令和8）年度の地域の相談支<br>援事業所への指導・助言件数 |

## ■地域の相談支援事業者の人材育成の支援

| 項目        | 2022（令和4）年度実績                       | 2026（令和8）年度目標値                      |
|-----------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 数値<br>（回） | 0                                   | 1                                   |
| 備考        | 2022（令和4）年度の地域の相談<br>支援事業者の人材育成支援件数 | 2026（令和8）年度の地域の相談支<br>援事業者の人材育成支援件数 |

■地域の相談機関との連携強化の取組の実施

| 項目        | 2022（令和4）年度実績                  | 2026（令和8）年度目標値                 |
|-----------|--------------------------------|--------------------------------|
| 数値<br>（回） | 71                             | 70                             |
| 備考        | 2022（令和4）年度の相談支援事業者との研修会等の実施回数 | 2026（令和8）年度の相談支援事業者との研修会等の実施回数 |

（8）障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制

【国の基本指針】

2026（令和8）年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築する。

■障害福祉サービス等に係る各種研修会の活用

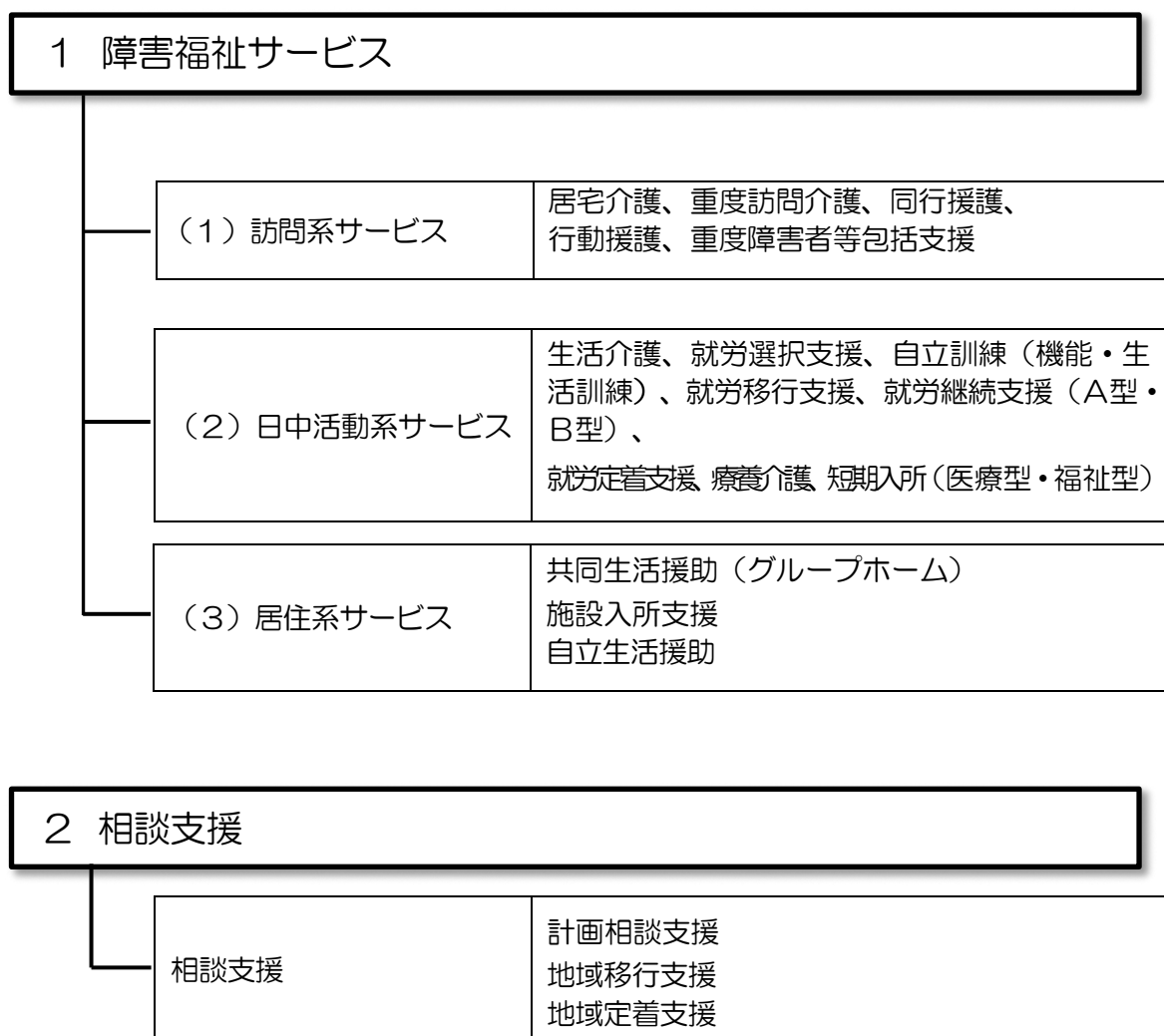
| 項目        | 2022（令和4）年度実績         | 2026（令和8）年度目標値        |
|-----------|-----------------------|-----------------------|
| 数値<br>（人） | 3                     | 3                     |
| 備考        | 2022（令和4）年度の研修参加の延べ人数 | 2026（令和8）年度の研修参加の延べ人数 |

■障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析・活用及び事業所との共有体制の整備

| 項目 | 2022（令和4）年度実績           | 2026（令和8）年度目標値          | 2026（令和8）年度の分析・活用実施回数の目標値 |
|----|-------------------------|-------------------------|---------------------------|
| 有無 | 無                       | 有                       | 1回/年                      |
| 備考 | 2022（令和4）年度の分析結果共有体制の有無 | 2026（令和8）年度の分析結果共有体制の有無 | 分析・活用実施回数                 |

### 3. 障害福祉サービスの活動方針（見込量）と確保の方策

障がい福祉計画に定めるサービス体系について、以下のとおり、第7期福島県障がい福祉計画と整合性を図るために、障害福祉サービス、相談支援に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。



## (1) 訪問系サービス

ホームヘルパー等が障がいのある人の居宅等を訪問して介護や家事援助等の必要な援助を行うサービスをいいます。

### ① 居宅介護

ホームヘルパーが、自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や通院の介助のサービスを提供します。

### ② 重度訪問介護

重度の肢体不自由者、知的障がいのある人及び精神障がいのある人で常時介護を必要とする方が対象となり、自宅での入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行うサービスを提供します。

### ③ 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆・代読を含む）、移動の援護等の外出支援サービスを提供します。

### ④ 行動援護

知的障がいや精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がいのある人で、常時介護を必要とする方が対象となります。

危険を回避するために、外出時の介護サービスを提供します。

### ⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がいのある人で介護の必要の程度が著しく高い場合に対象となります。

居宅介護をはじめとする福祉サービスを包括的に提供します。

人口減に伴う対象者の減少と考えられますが、2021（令和3）年度以降の実績値は、計画値を下回って推移しています。今後は、人口減少に伴い、対象者が減少していくものとして利用を見込みます。

## ■訪問系サービス(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援)

|            | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|            | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(時間) | 2,802           | 2,982           | 3,161           | 2,098           | 2,085           | 2,072           |
| 実績<br>(時間) | 1,991           | 1,928           | 1,830           |                 |                 |                 |
| 計画<br>(人)  | 124             | 132             | 140             | 119             | 118             | 117             |
| 実績<br>(人)  | 123             | 117             | 104             |                 |                 |                 |

※「時間」は、月あたりの延べ利用時間

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023(令和5)年度は見込み値

## 【活動方針（見込量）の確保の方策】

障がいのある人の高齢化に伴い介護サービスとの併用等、より専門的なケアの提供が増加しています。相談支援事業所、サービス提供事業所等と連携を図りながら、ニーズに応じた適切なサービスの量及び質の確保に向けた取組を行いながら、障がいのある人の在宅での生活が充実化されるように努めます。

また、ニーズに適切に対応できるよう自立支援協議会と連携を図りながら事業者の積極的な参入を促進し、サービスの供給確保に努めるとともに市内外の事業所等との連携を図ります。

## (2) 日中活動系サービス

主に日中において、通所等により必要な介護や訓練、支援等を提供するサービスをいいます。

生活機能向上や就労等を目指した訓練や地域における社会参加を保障する場として不可欠なサービスとなっています。本市では、特別支援学校を卒業した人や入所施設や精神病院から地域生活に移行した人、また引きこもりの人等が社会参加をしていくための場として整備を推進していきます。

## ① 生活介護

常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分 3（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分 4）以上又は年齢が 50 歳以上で、障害支援区分 2（あわせて施設入所支援を利用する場合は区分 3）以上の場合に対象となります。

事業所において、入浴、排せつ、食事の日常生活上の支援や、生産活動や創作的活動の機会の提供などのサービスを提供します。

2021（令和 3）年度以降の実績値は、計画値を下回って推移しています。今後は、人口減少に伴い、対象が減少していくものとして利用を見込みます。

### ■生活介護

|              | 第6期              |                  |                  | 第7期              |                  |                  |
|--------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|              | 2021<br>（令和 3）年度 | 2022<br>（令和 4）年度 | 2023<br>（令和 5）年度 | 2024<br>（令和 6）年度 | 2025<br>（令和 7）年度 | 2026<br>（令和 8）年度 |
| 計画<br>（人日/月） | 2,709            | 2,993            | 3,277            | 2,659            | 2,639            | 2,599            |
| 実績<br>（人日/月） | 2,436            | 2,599            | 2,599            |                  |                  |                  |
| 計画<br>（人）    | 137              | 152              | 166              | 134              | 133              | 131              |
| 実績<br>（人）    | 121              | 131              | 133              |                  |                  |                  |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和 5）年度は見込み値

## ② 就労選択支援

就労先や働き方についてより良い選択ができるよう、障がい者本人の希望や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。本人との話し合いにより、支援や配慮について情報共有し、必要であれば職業指導を行った上で企業への就労を目指すものです。

### ■就労選択支援

|           | 第6期              |                  |                  | 第7期              |                  |                  |
|-----------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
|           | 2021<br>（令和 3）年度 | 2022<br>（令和 4）年度 | 2023<br>（令和 5）年度 | 2024<br>（令和 6）年度 | 2025<br>（令和 7）年度 | 2026<br>（令和 8）年度 |
| 計画<br>（人） |                  |                  |                  |                  | 7                | 8                |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和 5）年度は見込み値

※2025（令和 7）年 10 月から実施

### ③ 自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障がいのある人が対象となります。

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、身体機能の向上のため必要な訓練等のサービスを提供します。

利用実績はありませんでしたが、今後も関係機関との連携を深め、社会資源の開発に努めます。

#### ■自立訓練（機能訓練）

|              | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|              | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（人日/月） | 10              | 10              | 10              | 10              | 10              | 10              |
| 実績<br>（人日/月） | 0               | 0               | 0               |                 |                 |                 |
| 計画<br>（人）    | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               |
| 実績<br>（人）    | 0               | 0               | 0               |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

### ④ 自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がいのある人、精神障がいのある人が対象となります。

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、事業所への通所、利用者の自宅への訪問等を組み合わせて、生活能力向上のために必要な訓練等のサービスを提供します。

2021（令和3）年度以降、実績値は計画値を下回っており、利用者は増加傾向にあります。今後も関係機関と連携し、サービス提供体制の充実を図ります。

## ■自立訓練（生活訓練）

|              | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|              | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（人日/月） | 100             | 100             | 100             | 97              | 97              | 97              |
| 実績<br>（人日/月） | 8               | 81              | 72              |                 |                 |                 |
| 計画<br>（人）    | 10              | 10              | 10              | 6               | 6               | 6               |
| 実績<br>（人）    | 1               | 5               | 5               |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ⑤ 就労移行支援

一般就労等を希望し、企業等への雇用又は在宅就労等が見込まれる障がいのある人が対象となります。

定められた期間、事業所における作業や、企業における実習、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援等、就労・定着のために必要な訓練、指導等のサービスを提供します。

2021（令和3）年度以降、実績値は計画値を下回って推移しています。今後はニーズ調査の結果を踏まえ利用を見込みます。

## ■就労移行支援

|              | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|              | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（人日/月） | 387             | 477             | 560             | 190             | 190             | 177             |
| 実績<br>（人日/月） | 135             | 177             | 116             |                 |                 |                 |
| 計画<br>（人）    | 27              | 34              | 40              | 15              | 15              | 14              |
| 実績<br>（人）    | 9               | 14              | 7               |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ⑥ 就労継続支援（A型：雇用型）

一般就労が困難な場合に、事業所内において雇用契約に基づく就労が可能な障がいのある人が対象となります。

一般就労に向け、知識や能力の向上のために必要な指導や訓練等のサービスを提供します。

2021（令和3）年度以降、実績値は計画値を下回っており、利用者も横ばいの傾向にありますが、ニーズ調査の結果を考慮しつつ、関係機関と連携し、サービス提供体制の充実を図ります。

### ■就労継続支援（A型）

|              | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|              | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（人日/月） | 568             | 620             | 672             | 642             | 622             | 622             |
| 実績<br>（人日/月） | 575             | 602             | 589             |                 |                 |                 |
| 計画<br>（人）    | 29              | 31              | 34              | 32              | 31              | 31              |
| 実績<br>（人）    | 29              | 30              | 30              |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ⑦ 就労継続支援（B型：非雇用型）

一般企業等や就労継続支援（A型）での就労経験があって、年齢や体力の面で雇用されることが困難となった障がいのある人や就労移行支援事業を利用しても一般企業等や就労継続支援（A型）の雇用に結びつかなかった障がいのある人が対象となります。

雇用契約を締結することなく、就労の機会や生産活動の場、就労への移行に向けた支援等のサービスを提供します。

2021（令和3）年度以降、実績値は計画値を下回っていますが、ニーズ調査及び人口動向を考慮して利用者を見込みます。

# ■就労継続支援（B型）

|              | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|              | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（人日/月） | 4,395           | 4,799           | 5,202           | 4,680           | 4,609           | 4,556           |
| 実績<br>（人日/月） | 4,501           | 4,538           | 4,504           |                 |                 |                 |
| 計画<br>（人）    | 243             | 266             | 288             | 265             | 261             | 258             |
| 実績<br>（人）    | 254             | 257             | 263             |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ⑧ 就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、当事者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整や、それに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行うものです。

2021（令和3）年度以降、実績値は計画値を下回っており、利用者はほぼ横ばいで推移しています。今後もこの傾向が続くものとして、計画値を見込みます。

# ■就労定着支援

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（人） | 1               | 3               | 5               | 3               | 2               | 2               |
| 実績<br>（人） | 1               | 2               | 2               |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ⑨ 療養介護

病院等への長期入院による医療に加え、常時介護が必要な障がいのある人で、障害支援区分 5 以上の重度心身障がい者が対象となります。

病院等への入院による医療的管理の下、入浴、食事等の介護を提供し、日常生活上の相談支援や社会参加活動支援などを通して、身体能力や日常生活能力の維持・向上のために必要な介護、訓練等を実施します。

2021（令和3）年度以降、実績値は計画値を下回っており、利用者はほぼ横ばいで推移しています。今後もこの傾向が続くものとして、ニーズ調査の結果を考慮し、計画値を見込みます。

#### ■療養介護

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（人） | 13              | 18              | 23              | 9               | 9               | 8               |
| 実績<br>（人） | 8               | 7               | 8               |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

#### ⑩ 短期入所

居宅で介護している介護者が疾病等の理由で、障がい者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人が対象となります。

医療型は病院等で、福祉型は障がい者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の支援を提供します。

2021（令和3）年度以降、医療型及び福祉型共に実績値は計画値を下回っております。人口動向やニーズ調査結果を考慮し、計画値を見込みます。

#### ■短期入所（医療型）

|              | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|              | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（人日/月） | 40              | 40              | 40              | 23              | 23              | 23              |
| 実績<br>（人日/月） | 1               | 4               | 4               |                 |                 |                 |
| 計画<br>（人）    | 5               | 5               | 5               | 3               | 3               | 3               |
| 実績<br>（人）    | 1               | 2               | 2               |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ■短期入所（福祉型）

|              | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|              | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（人日/月） | 48              | 56              | 64              | 53              | 53              | 53              |
| 実績<br>（人日/月） | 8               | 38              | 38              |                 |                 |                 |
| 計画<br>（人）    | 6               | 7               | 8               | 7               | 7               | 7               |
| 実績<br>（人）    | 3               | 5               | 5               |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

## 【活動方針（見込量）確保の方策】

生活介護は、利用の増加が予測されるため、相談支援事業所やサービス提供事業者と情報共有を図りながら、安定的な支給の確保に努めます。

就労系サービスについては、質の高いサービスの提供や個々に応じたサービスの提供体制を整えるため、障がい者就労サポート専門員や県北障がい者就業・生活支援センター、相談支援事業所、ハローワーク等との連携を強化しながら、身近な所での就職先、実習先の確保に努めます。また、農業分野では労働力の確保が課題となっており、福祉分野では障がいのある人の働く機会の場が求められています。これらの課題解決のため「農業分野」と「福祉分野」が一体となっていく農福連携の取組への支援に努めます。

短期入所については、相談支援事業所と連携しながら利用を促進し、介護者の負担軽減を図ります。また、介護者の入院等の緊急時に備え、利用者が安心して過ごすことができる環境を自宅以外にも確保できるよう、定期的な短期入所の利用促進に取り組めます。

## （3）居住系サービス

夜間も含め、施設や共同生活を行う住居で、必要な支援を提供するサービスをいいます。なお、平日の日中においては、通所により日中活動系サービス等を利用します。共同生活援助（グループホーム）については、市内の事業所が少なく、施設入所支援や自立生活援助については、市内の事業所がないため、関係機関へ必要な情報提供に努めるなど、参入促進を図ります。

## ① 共同生活援助（グループホーム）

就労又は就労継続支援等の日中活動を利用している障がいのある人で、地域において自立した日常生活を営む上で、相談等の日常生活上の支援が必要な場合に対象となります。

家事等の日常生活上の支援、日常生活における相談支援や関係機関との連絡調整等必要なサービスを提供します。

2021（令和3）年度以降の実績値は、計画値を下回っております。 今後は、ニーズ調査結果や対象者の高齢化などを考慮し、利用を見込みます。

### ■共同生活援助（グループホーム）

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（人） | 64              | 79              | 95              | 85              | 93              | 96              |
| 実績<br>（人） | 63              | 73              | 83              |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ② 施設入所支援

生活介護又は自立訓練、就労移行支援の対象者に対し、日中活動とあわせて夜間等における入浴、排せつ又は食事の介護等、障がい者支援施設において必要な介護、支援等を実施します。

2021（令和3）年度以降、実績値は計画値を下回るものの利用者はほぼ横ばいで推移していますが、令和8年度末までに、2022（令和4）年度末時点の施設入所者数から5%以上縮小することを基本とすることが国の指標となっていることを考慮し、計画値を見込みます。

### ■施設入所支援

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（人） | 74              | 73              | 72              | 70              | 69              | 67              |
| 実績<br>（人） | 70              | 73              | 69              |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ③ 自立生活援助

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある人で、一人暮らしを希望する方に対し、定期的に利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行うほか、利用者からの相談・要請があった場合も、随時、訪問、電話等による対応を行います。

計画値は1名としていましたが、次期計画においてもニーズ調査の結果も考慮しつつ、計画値を見込みます。

## ■自立生活援助

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(人) | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               |
| 実績<br>(人) | 0               | 1               | 0               |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

## 【活動方針（見込量）確保の方策】

地域移行が進められている中、共同生活援助のニーズは今後さらに増加すると予想されます。地域で生活するという選択肢が得られるよう、安心して生活できる居住の場や地域支援体制の確保に努めます。

施設入所支援においては、地域移行を進める反面、依然としてニーズが高いことを踏まえ、グループホーム等での生活が可能な方には地域生活への移行を支援し、地域での生活が困難な方については、安心して生活できるよう現状のサービス提供体制を確保します。

## (4) 相談支援の整備

障がいのある人又はその介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言、サービス提供事業所等との連携調整等を行うほか、サービス等利用計画の作成や地域移行・地域定着に係る支援を行います。

## ① 計画相談支援

サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認められた場合、障がいのある人の自立した生活を支え、障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

2021（令和3）年度以降、実績値はほぼ横ばいで推移しています。今後も引き続き同水準が維持されるものとして、計画値を見込みます。

## ■計画相談支援

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（人） | 138             | 154             | 170             | 168             | 166             | 163             |
| 実績<br>（人） | 161             | 161             | 156             |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ② 地域移行支援

入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する障がいのある人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組と連携しつつ、地域移行に向けた支援を行います。

2021（令和3）年度以降の利用実績はありませんでしたが、今後も引き続き適切な支援の提供に努めます。

## ■地域移行支援

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（人） | 3               | 3               | 3               | 1               | 1               | 1               |
| 実績<br>（人） | 0               | 0               | 0               |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

### ③ 地域定着支援

入所施設や精神科病院から退所・退院した障がいのある人、家族との同居から一人暮らしに移行した障がいのある人、地域生活が不安定な障がいのある人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行います。

2021（令和3）年度以降の利用実績はありませんでしたが、計画相談支援機関などの関係機関と連携し、適切な支援の提供に努めます。

#### ■地域定着支援

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（人） | 2               | 2               | 2               | 2               | 3               | 3               |
| 実績<br>（人） | 0               | 0               | 0               |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

#### 【活動方針（見込量）確保の方策】

障がいのある人に限らず、相談内容に応じた相談先の紹介し、さらに分かりやすい障害福祉サービス等の周知に努めます。

相談支援ニーズの増加が見込まれる中、丁寧でより細やかな基本相談支援と必要なモニタリングの確保により適切なサービス利用計画が作成されるよう、相談支援事業所等との相談支援の事例共有等の連携強化に努めます。また、基幹相談センターによる相談支援専門員の人材育成や質的向上を図る研修会等を支援していきます。

地域移行と地域定着については、障がいのある人の地域移行を進める上で必要な支援であり、入所施設や医療機関、相談支援事業所等と連携しながら支援体制の確保に努めます。また、地域移行を進めるにあたり、地域で生活できる仕組みとしての精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムを整備していきます。

## (5) 障害福祉サービスの活動方針（見込量）一覧

| 区 分                                          | 単位 | 2024<br>(令和6) 年度 | 2025<br>(令和7) 年度 | 2026<br>(令和8) 年度 |
|----------------------------------------------|----|------------------|------------------|------------------|
| 居宅介護<br>重度訪問介護<br>同行援護<br>行動援護<br>重度障害者等包括支援 | 時間 | 2,098            | 2,085            | 2,072            |
|                                              | 人  | 119              | 118              | 117              |
| 生活介護                                         | 人日 | 2,659            | 2,639            | 2,599            |
|                                              | 人  | 134              | 133              | 131              |
| 就労選択支援                                       | 人  |                  | 7                | 8                |
| 自立訓練（機能訓練）                                   | 人日 | 10               | 10               | 10               |
|                                              | 人  | 1                | 1                | 1                |
| 自立訓練（生活訓練）                                   | 人日 | 97               | 97               | 97               |
|                                              | 人  | 6                | 6                | 6                |
| 就労移行支援                                       | 人日 | 190              | 190              | 177              |
|                                              | 人  | 15               | 15               | 14               |
| 就労継続支援（A型）                                   | 人日 | 642              | 622              | 622              |
|                                              | 人  | 32               | 31               | 31               |
| 就労継続支援（B型）                                   | 人日 | 4,680            | 4,609            | 4,556            |
|                                              | 人  | 265              | 261              | 258              |
| 就労定着支援                                       | 人  | 3                | 2                | 2                |
| 療養介護                                         | 人  | 9                | 9                | 8                |
| 短期入所（医療型）                                    | 人日 | 23               | 23               | 23               |
|                                              | 人  | 3                | 3                | 3                |
| 短期入所（福祉型）                                    | 人日 | 53               | 53               | 53               |
|                                              | 人  | 7                | 7                | 7                |
| 共同生活援助（GH）                                   | 人  | 85               | 93               | 96               |
| 施設入所支援                                       | 人  | 70               | 69               | 67               |
| 自立生活援助                                       | 人  | 1                | 1                | 1                |
| 計画相談支援                                       | 人  | 168              | 166              | 163              |
| 地域移行支援                                       | 人  | 1                | 1                | 1                |
| 地域定着支援                                       | 人  | 2                | 3                | 3                |

※「時間」は、月あたりの延べ利用時間

※「人」は、月あたりの実利用者数

※「人日」は、1ヶ月あたりのサービス利用日数の総数

## 4. 障がい児支援の活動方針（見込量）と確保の方策

障がい児福祉計画に定めるサービス体系について、以下のとおり、第2期福島県障がい児福祉計画と整合性を図るため、障害児通所支援、障害児相談支援に関するものに区分します。さらに、この区分に応じたサービスの種類ごとに区分します。

| 障がい児を支援するサービス |                                                  |
|---------------|--------------------------------------------------|
| (1) 障害児通所支援   | 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援 |
| (2) 障害児相談支援   | 障害児相談支援                                          |

### (1) 障害児通所支援

#### ① 児童発達支援

未就学の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導や、必要な知識や技能の付与、集団生活への適応のための訓練等を行います。

今後も関係機関との連携を深め、社会資源の開発に努めます。

#### ■児童発達支援

|              | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|              | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(人日/月) | 432             | 490             | 549             | 710             | 686             | 670             |
| 実績<br>(人日/月) | 531             | 694             | 570             |                 |                 |                 |
| 計画<br>(人)    | 61              | 69              | 78              | 87              | 84              | 82              |
| 実績<br>(人)    | 69              | 85              | 66              |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ② 放課後等デイサービス

学校（幼稚園・大学を除く）就学中の障がいのある児童に対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がいのある児童の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

今後も関係機関との連携を深め、社会資源の開発に努めます。

### ■放課後等デイサービス

|              | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|              | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(人日/月) | 2,128           | 2,246           | 2,365           | 2,575           | 2,499           | 2,434           |
| 実績<br>(人日/月) | 2,654           | 2,564           | 2,651           |                 |                 |                 |
| 計画<br>(人)    | 232             | 245             | 258             | 237             | 230             | 224             |
| 実績<br>(人)    | 234             | 236             | 232             |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ③ 保育所等訪問支援

保育所等（保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校その他児童が集団生活をおくる施設）を現在利用中の障がいのある児童又は今後利用する予定の障がいのある児童が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援員が保育所等を訪問して支援することにより、保育所等での障がいのある児童の集団生活への適応を支援します。

### ■保育所等訪問支援

|              | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|              | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(人日/月) | 60              | 60              | 60              | 6               | 6               | 6               |
| 実績<br>(人日/月) | 1               | 0               | 3               |                 |                 |                 |
| 計画<br>(人)    | 20              | 20              | 20              | 2               | 2               | 2               |
| 実績<br>(人)    | 1               | 0               | 2               |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

#### ④ 医療型児童発達支援

肢体不自由のある児童が対象となります。

日常生活の基本動作の習得や集団生活に適応するための適切な指導や訓練のサービス及び治療を提供します。

##### ■医療型児童発達支援

|              | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|              | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(人日/月) | 40              | 40              | 40              | 8               | 8               | 8               |
| 実績<br>(人日/月) | 3               | 4               | 2               |                 |                 |                 |
| 計画<br>(人)    | 2               | 2               | 2               | 2               | 2               | 2               |
| 実績<br>(人)    | 1               | 1               | 1               |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

#### ⑤ 居宅訪問型児童発達支援

重症心身障がい児などの重度の障がいのある児童であって、児童発達支援等の障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童に対し、障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、その他必要な支援を行うものです。

##### ■居宅訪問型児童発達支援

|              | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|              | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(人日/月) | 63              | 63              | 63              | 21              | 21              | 21              |
| 実績<br>(人日/月) | 0               | 0               | 0               |                 |                 |                 |
| 計画<br>(人)    | 3               | 3               | 3               | 1               | 1               | 1               |
| 実績<br>(人)    | 0               | 0               | 0               |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

### 【活動方針（見込量）確保の方策】

障がいのある児童の療育及び訓練又は日中活動の場として、地域における児童数や保育所等での障がいのある児童の受入れ状況等の把握に努め、支援を必要とする人が適切にサービスを利用できるように支援体制の整備に努めるとともに、今後も質の高いサービスが継続的に提供されるよう、サービス提供事業者との連携を図ります。

## （２）障害児相談支援

障がい児支援利用計画の作成等支援が必要と認められる場合に、障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するものです。

### ■障害児相談支援

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(人) | 78              | 87              | 96              | 115             | 112             | 110             |
| 実績<br>(人) | 117             | 111             | 69              |                 |                 |                 |

※「人」は、月あたりの実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

### 【活動方針（見込量）確保の方策】

障がいのある児童に対する福祉サービス等の制度周知に努めます。

障害児相談支援の充実に向け、相談事例の共有等に関する取組を行い質の高い支援体制の強化を図るとともに、保育・教育機関、障害児通所支援事業所等との連携を図ります。また、関連分野の支援を調整する医療的ケア児コーディネーターの配置を目指しながら、迅速・的確な相談対応ができる体制づくりに努めます。

## (3) 障がい児支援の活動方針（見込量）一覧

| 区 分         | 単位 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
|-------------|----|-----------------|-----------------|-----------------|
| 児童発達支援      | 人日 | 710             | 686             | 670             |
|             | 人  | 87              | 84              | 82              |
| 放課後等サービス    | 人日 | 2,575           | 2,499           | 2,434           |
|             | 人  | 237             | 230             | 224             |
| 保育所等訪問支援    | 人日 | 6               | 6               | 6               |
|             | 人  | 2               | 2               | 2               |
| 医療型児童発達支援   | 人日 | 8               | 8               | 8               |
|             | 人  | 2               | 2               | 2               |
| 居宅訪問型児童発達支援 | 人日 | 21              | 21              | 21              |
|             | 人  | 1               | 1               | 1               |
| 障害児相談支援     | 人  | 115             | 112             | 110             |

※「人日」は1ヶ月あたりのサービス利用日数の総数

※「人」は、月あたりの実利用者数

## 5. 地域生活支援事業の活動方針（見込量）と確保の方策

地域生活支援事業は、地域の実情や利用者の状況等に応じて柔軟に実施するものですが、生活上の相談、手話通訳者の派遣、日常生活用具の給付等障がいのある人等が特に日常生活の中で欠かすことができないサービスを「必須事業」として実施することとされています。さらに、この「必須事業」と市が自主的に取り組む「任意事業」を組合せることによって、効果的なサービスを提供しようとするものです。

### （1）理解促進研修・啓発事業（必須事業）

市民が障がいのある人等に対する理解を深めることができる研修・啓発事業（教室開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等）を行います。

#### ■理解促進研修・啓発事業

（有無）

|    | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画 | 有               | 有               | 有               | 有               | 有               | 有               |
| 実績 | 無               | 無               | 有               |                 |                 |                 |

※2023（令和5）年度は見込み値

#### 【活動方針（見込量）確保の方策】

障害者差別解消法に基づく差別解消の推進のため、日常生活や社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を取り除き、共生社会に対する市民意識の向上・定着を図り、障がいの有無にかかわらずお互いを尊重しあえる心を育むことを目指し、広報誌、ホームページ等を活用した広報活動をしていきます。

### （2）自発的活動支援事業（必須事業）

障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族、地域住民等による地域における主体的な取組（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等）の支援を行います。

自発的活動を実施する団体に対し、伊達市自発的活動支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、補助金を交付することにより、支援を実施しました。

## ■自発的活動支援事業

(有無)

|    | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画 | 有               | 有               | 有               | 有               | 有               | 有               |
| 実績 | 有               | 有               | 有               |                 |                 |                 |

※2023（令和5）年度は見込み値

## 【活動方針（見込量）の確保の方策】

障がいのある人やその家族で構成される当事者団体が行う社会参画活動等が円滑に進むよう支援します。

## (3) 相談支援事業（必須事業）

## ① 障がい者相談支援事業

障がいのある人等、保護者・介護者等の福祉に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のため、関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護に係る必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援するものです。

2事業所に障がい者相談支援を委託して事業を行いました。さらに、基幹相談支援センター業務を委託し、必要な援助を実施しています。

## ■障がい者相談支援事業

|            | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|            | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(箇所) | 2               | 2               | 2               | 2               | 2               | 2               |
| 実績<br>(箇所) | 2               | 2               | 2               |                 |                 |                 |

※2023（令和5）年度は見込み値

## ■基幹相談支援センターの設置

(有無)

|    | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画 | 有               | 有               | 有               | 有               | 有               | 有               |
| 実績 | 有               | 有               | 有               |                 |                 |                 |

※2023（令和5）年度は見込み値

## ② 基幹相談支援センター等機能強化事業

基幹相談支援センター等の機能を強化により、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を図ります。

基幹相談支援センター業務を社会福祉法人等の専門的な機関に業務委託することにより、地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援を実施しました。

## ■基幹相談支援センター等機能強化事業

(有無)

|    | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画 | 有               | 有               | 有               | 有               | 有               | 有               |
| 実績 | 有               | 有               | 有               |                 |                 |                 |

※2023（令和5）年度は見込み値

## 【活動方針（見込量）の確保の方策】

介護者の高齢化等により多様化するニーズに対応するため、基幹相談支援センターを相談支援の中核として相談支援の提供体制の機能強化を図ります。今後も引き続き関係機関との連携強化を図り資質の向上を図ります。

## ③ 住宅入居等支援事業

前計画においては対象者がいませんでしたが、賃貸契約による一般住宅への入居を希望していても、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行います。

## ■住宅入居等支援事業

(有無)

|    | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画 | 有               | 有               | 有               | 有               | 有               | 有               |
| 実績 | 無               | 無               | 無               |                 |                 |                 |

※2023(令和5)年度は見込み値

## 【活動方針(見込量)の確保の方策】

住宅入居に関する相談支援の実績等を確認しながら、関係機関との連携を図り支援体制について検討します。

## (4) 成年後見制度利用支援事業(必須事業)

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、成年後見制度の申し立てに必要な経費(登記手数料、鑑定費用等)や後見人等の報酬を助成するなど成年後見制度の利用を支援し障がいのある人の権利擁護を図ります。

前計画における計画値は4名としていましたが、計画値を達成することができませんでした。国の第2期成年後見制度利用促進基本計画の方針に基づき、中核機関の設置を目指し、今後は、成年後見制度利用支援事業の対象を市長申立以外の成年後見人制度利用者に拡大を目指すことから、利用者が増加していくものとして計画値を見込みます。

## ■成年後見制度利用支援事業

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(人) | 4               | 4               | 4               | 5               | 7               | 10              |
| 実績<br>(人) | 1               | 1               | 1               |                 |                 |                 |

※「人」は年間の実利用者数

※2023(令和5)年度は見込み値

### 【活動方針（見込量）の確保の方策】

成年後見制度の利用促進と普及啓発を図るため、伊達市社会福祉協議会等関係機関と協力しながら地域連携ネットワークを整備し、本計画を成年後見制度の利用促進に関する法律及び国の成年後見制度利用促進基本計画に基づく成年後見制度利用促進計画と位置づけ、支援体制づくりの整備を進めていきます。

## （５）成年後見制度法人後見支援事業（必須事業）

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保及び体制を整備するとともに、市民後見人の活用を含めた後見活動を支援します。

### ■成年後見制度法人後見支援事業

（有無）

|    | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|----|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|    | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画 | 有               | 有               | 有               | 有               | 有               | 有               |
| 実績 | 無               | 無               | 無               |                 |                 |                 |

※2023（令和5）年度は見込み値

### 【活動方針（見込量）の確保の方策】

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制の整備に努めます。

## （６）意思疎通支援事業（必須事業）

### ① 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

前計画においては、計画値を達成することができませんでした。聴覚、言語障がい、音声機能その他の障がいにより、意思疎通を図ることに支援が必要な方のコミュニケーションを支援するため、手話通訳者、要約筆記者を派遣し意思疎通の円滑化を図ります。

現在の利用者が継続して利用していくものとし、デジタル技術によるアプリケーションソフト等の利用も考慮し、利用者を見込みます。

■手話通訳

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(人) | 10              | 15              | 20              | 9               | 10              | 10              |
| 実績<br>(人) | 13              | 9               | 9               |                 |                 |                 |

※「人」は、年間の実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

■要約筆記

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(人) | 5               | 5               | 5               | 1               | 1               | 1               |
| 実績<br>(人) | 1               | 1               | 0               |                 |                 |                 |

※「人」は、年間の実利用者数

※2023（令和5）年度は見込み値

② 手話通訳者設置事業

手話通訳者を障がい福祉担当窓口配置し、各事務手続き等の利便性の向上や講演会等の派遣の支援等を行います。

手話通訳者1名を配置し、各事務手続き等の利便性の向上や講演会等の派遣の支援等を実施しました。

引き続き、手話通訳者1名を配置し、派遣の支援等を実施します。

■手話通訳者設置事業

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(人) | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               |
| 実績<br>(人) | 1               | 1               | 1               |                 |                 |                 |

※「人」は、年間の実設置者数

※2023（令和5）年度は見込み値

### 【活動方針（見込量）の確保の方策】

手話に対する理解を深め、手話を広く普及するとともに、手話を使う障がいのある人が安心して日常生活を送ることができる環境づくりを進めます。

医療機関の受診などにおけるニーズが高いことを考慮して計画値を設定し、今後も引き続きサービス提供に努めます。

## （7）手話奉仕員養成研修事業（必須事業）

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙や手話表現技術を習得した者を養成し、障がい者の社会参画を促進します。

計画値では20名としていましたが、きめ細かな指導や受講形式を考慮すると、15名程度が適正な受講者数となっているため、15名を基本とし、計画値を見込みます。

### ■手話奉仕員養成研修事業

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（人） | 20              | 20              | 20              | 15              | 15              | 15              |
| 実績<br>（人） | 15              | 11              | 14              |                 |                 |                 |

※「人」は、年間の実受講者数

※2023（令和5）年度は見込み値

### 【活動方針（見込量）の確保の方策】

聴覚障がいのある人の社会生活におけるコミュニケーション手段の確保を図るため、手話のできる市民の養成・研修を行います。また、手話奉仕員として活躍する人材の育成に注力していきます。

## (8) 日常生活用具給付等事業（必須事業）

重度障がいのある人等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図ります。

排泄物管理支援用具については、ほぼ計画値となっていますが、その他の用具については計画値の半分以下となっているため、2022（令和4）年度の実績値を基本とし、計画値を見込みます。

### ■介護・訓練支援用具

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（件） | 10              | 10              | 10              | 5               | 5               | 5               |
| 実績<br>（件） | 7               | 4               | 4               |                 |                 |                 |

※「件」は、年間の延べ給付件数

※2023（令和5）年度は見込み値

### ■自立生活支援用具

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（件） | 20              | 20              | 20              | 5               | 5               | 5               |
| 実績<br>（件） | 6               | 4               | 4               |                 |                 |                 |

※「件」は、年間の延べ給付件数

※2023（令和5）年度は見込み値

### ■在宅療養等支援用具

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（件） | 30              | 30              | 30              | 10              | 10              | 10              |
| 実績<br>（件） | 19              | 10              | 10              |                 |                 |                 |

※「件」は、年間の延べ給付件数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ■情報・意思疎通支援用具

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(件) | 30              | 30              | 30              | 15              | 15              | 15              |
| 実績<br>(件) | 21              | 15              | 15              |                 |                 |                 |

※「件」は、年間の延べ給付件数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ■排泄管理支援用具

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(件) | 145             | 145             | 145             | 135             | 135             | 135             |
| 実績<br>(件) | 134             | 133             | 133             |                 |                 |                 |

※「件」は、年間の延べ給付件数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ■居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(件) | 6               | 6               | 6               | 3               | 3               | 3               |
| 実績<br>(件) | 2               | 3               | 3               |                 |                 |                 |

※「件」は、年間の延べ給付件数

※2023（令和5）年度は見込み値

## 【活動方針（見込量）の確保の方策】

サービス内容の周知を図り、事業者と調整を図りながら障がいの特性に応じた適切な給付につなげるとともに利用促進に取り組みます。

用具の機能や性能性の向上に合わせ、給付品目の見直しを定期的に行う等事業の更なる充実に努め、利用者の日常生活の便宜を図ります。

## (9) 移動支援事業（必須事業）

屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、外出のための支援を行い地域において自立した生活や社会参加を促進します。個別支援が必要な障がいのある人に対して、マンツーマンによる支援を行います。

実利用人数は、計画値の半数程度となっていますが、延べ利用見込み時間数はほぼ計画値とおりとなっており、1人あたりの利用時間が計画値より多かった結果と推測されます。

## ■移動支援事業

|              | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|              | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(人)    | 40              | 45              | 50              | 30              | 30              | 30              |
| 実績<br>(人)    | 28              | 29              | 29              |                 |                 |                 |
| 計画<br>(延べ時間) | 1,200           | 1,350           | 1,500           | 1,500           | 1,500           | 1,500           |
| 実績<br>(延べ時間) | 1,553           | 1,489           | 1,500           |                 |                 |                 |

※「人」は、年間の実利用人数

※2023（令和5）年度は見込み値

## 【活動方針（見込量）確保の方策】

相談支援事業所と連携しながら、社会参画の機会確保に向け適切なサービス利用につなげ、自立と社会参加の促進を図ります。

## (10) 地域活動支援センター（必須事業）

在宅の障がいのある人が、地域で自立して日常生活又は社会生活を営むことができるよう、創作的な活動、生産的な活動の機会の提供及び社会との交流の促進等を図る場を提供します。

実施箇所については計画値を満たしましたが、実利用者数が計画値を満たしていませんでした。2024（令和6）年度以降も前計画における計画値を基本に計画人数を見込みます。

## ■地域活動支援センター

|            | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|            | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(箇所) | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               |
| 実績<br>(箇所) | 1               | 1               | 1               |                 |                 |                 |
| 計画<br>(人)  | 20              | 20              | 20              | 15              | 15              | 15              |
| 実績<br>(人)  | 23              | 15              | 15              |                 |                 |                 |

※「人」は、年間の実利用人数

※2023（令和5）年度は見込み値

## 【活動方針（見込量）の確保の方策】

地域活動支援センターの機能充実強化を図り、また安定した運営を支援しサービス提供体制の確保を図ります。また、普及啓発活動等により利用者数の増加に努めます。

## (1 1) その他の事業（任意事業）

## ① 訪問入浴サービス事業

地域における身体障がいのある人の生活を支援するため、訪問により居宅で入浴サービスを提供し、身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等により、福祉の増進を図ります。

利用者数が、徐々に減少している状況となっています。障がいのある人には欠かせないサービスであり、必要なサービス供給体制の確保に努めながら、実績値をもとに利用者を見込みます。

## ■訪問入浴サービス事業

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(人) | 20              | 23              | 26              | 15              | 15              | 15              |
| 実績<br>(人) | 15              | 13              | 13              |                 |                 |                 |

※「人」は、年間の実利用人数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ② 更生訓練費給付事業

就労移行支援事業又は自立訓練事業を利用している障がいのある人に更生訓練費を支給し、社会復帰の促進を図ります。

実利用者人数については減少傾向にあり、計画値を満たしていませんでした。

2023年度（令和5年度）の実績を基本とし、今後の計画値を見込みます。

### ■更生訓練費給付事業

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（人） | 28              | 32              | 36              | 16              | 16              | 16              |
| 実績<br>（人） | 11              | 9               | 11              |                 |                 |                 |

※「人」は、年間の実利用人数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ③ 知的障害者職親委託事業

知的障がいのある人の自立更生を図るため、知的障がいのある人を一定期間、更生援護に熱意を有する事業経営者等の私人に預け、生活指導及び技能習得訓練等を行うことによって、就職に必要な素地を与えるとともに雇用の促進と職場における定着性を高め、知的障がいのある人の福祉の向上を図ります。

計画値が1名となっていますが、利用者がいませんでした。今後も引き続き知的障がいのある人の雇用の促進に努め利用者を見込みます。

### ■知的障害者職親委託事業

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>（令和3）年度 | 2022<br>（令和4）年度 | 2023<br>（令和5）年度 | 2024<br>（令和6）年度 | 2025<br>（令和7）年度 | 2026<br>（令和8）年度 |
| 計画<br>（人） | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               |
| 実績<br>（人） | 0               | 0               | 0               |                 |                 |                 |

※「人」は、年間の実利用人数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ④ 日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労支援及び障がいのある人等を日常的に介護している家族の一時的な休息を提供します。

実利用人数は計画値に満たなかったものの、延べ利用日数は計画値を上回っています。

## ■ 日中一時支援事業

|              | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|--------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|              | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(人)    | 40              | 45              | 50              | 50              | 50              | 50              |
| 実績<br>(人)    | 39              | 48              | 47              |                 |                 |                 |
| 計画<br>(延べ日数) | 400             | 450             | 500             | 590             | 590             | 590             |
| 実績<br>(延べ日数) | 440             | 553             | 555             |                 |                 |                 |

※「人」は、年間の実利用人数

※「日数」は、延べ利用日数

※2023（令和5）年度は見込み値

## ⑤ 社会参加促進事業

文字による情報入手が困難な障がいのある人のために、点字又は音声による市広報誌等地域生活を送るうえで必要な情報を定期的に提供します。

計画値は20名となっていました。前計画における実績値は15～16名だったため、同数が推移するものとして、計画値を見込みます。

## ■ 点字・声の広報等発行事業

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(人) | 20              | 20              | 20              | 15              | 15              | 15              |
| 実績<br>(人) | 16              | 16              | 15              |                 |                 |                 |

※「人」は、年間の実利用人数

※2023（令和5）年度は見込み値

## 第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

障がいのある人が自動車運転免許を取得するために必要な費用の一部助成や身体に重度の障がいのある人が所有し運転する自動車のハンドルや駆動装置等の改造費の一部を助成し、自立と社会参画の促進を図ります。

### ■自動車運転免許取得・改造助成事業

|           | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|           | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(人) | 4               | 4               | 4               | 2               | 2               | 2               |
| 実績<br>(人) | 0               | 0               | 1               |                 |                 |                 |

※「人」は、年間の実利用人数

※2023（令和5）年度は見込み値

障がいのある人がスポーツやレクリエーションに触れる機会を提供するとともに、これらの活動に対し支援します。

### ■スポーツ・レクリエーション教室開催等事業

|            | 第6期             |                 |                 | 第7期             |                 |                 |
|------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
|            | 2021<br>(令和3)年度 | 2022<br>(令和4)年度 | 2023<br>(令和5)年度 | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
| 計画<br>(箇所) | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               | 1               |
| 実績<br>(箇所) | 1               | 1               | 1               |                 |                 |                 |

※2023（令和5）年度は見込み値

### 【活動方針（見込量）の確保の方策】

事業周知を図りながら利用者のニーズを的確に把握し、相談支援事業所等との連携を図りながら必要なサービス供給体制確保及び適正な事業実施に努めます。

## (12) 地域生活支援事業活動方針（見込量）一覧

| 事業名                     | 単位      | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
|-------------------------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| (1) 理解促進研修・啓発事業         | 実施の有無   | 有               | 有               | 有               |
| (2) 自発的活動支援事業           | 実施の有無   | 有               | 有               | 有               |
| (3) 相談支援事業              |         |                 |                 |                 |
| ① 障害者相談支援事業             | 実施箇所数   | 2               | 2               | 2               |
| 基幹相談支援センターの設置           | 設置の有無   | 有               | 有               | 有               |
| ② 基幹相談支援センター等機能強化事業     | 実施の有無   | 有               | 有               | 有               |
| ③ 住宅入居等支援事業             | 実施の有無   | 有               | 有               | 有               |
| (4) 成年後見制度利用支援事業        | 実利用見込者数 | 5               | 7               | 10              |
| (5) 成年後見制度法人後見支援事業      | 実施の有無   | 有               | 有               | 有               |
| (6) 意思疎通支援事業            |         |                 |                 |                 |
| 手話通訳者・要約筆記者派遣事業         | 実利用見込者数 | 9               | 10              | 10              |
| 手話通訳者設置事業               | 実設置見込者数 | 1               | 1               | 1               |
| (8) 手話奉仕員養成研修事業         | 実利用見込者数 | 15              | 15              | 15              |
| (7) 日常生活用具給付等事業         |         |                 |                 |                 |
| ① 介護・訓練支援用具             | 給付等見込件数 | 5               | 5               | 5               |
| ② 自立生活支援用具              | 給付等見込件数 | 5               | 5               | 5               |
| ③ 在宅療養等支援用具             | 給付等見込件数 | 10              | 10              | 10              |
| ④ 情報・意思疎通支援用具           | 給付等見込件数 | 15              | 15              | 15              |
| ⑤ 排泄管理支援用具              | 給付等見込件数 | 135             | 135             | 135             |
| ⑥ 居宅生活動作補助用具<br>(住宅改修費) | 給付等見込件数 | 3               | 3               | 3               |

| 事業名                  | 単位        | 2024<br>(令和6)年度 | 2025<br>(令和7)年度 | 2026<br>(令和8)年度 |
|----------------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|
| (9) 移動支援事業           | 実利用見込者数   | 30              | 30              | 30              |
|                      | 延べ利用見込時間数 | 1,500           | 1,500           | 1,500           |
| (10) 地域活動支援センター      | 実施箇所数     | 1               | 1               | 1               |
|                      | 実利用見込者数   | 15              | 15              | 15              |
| (11) その他の事業          |           |                 |                 |                 |
| 訪問入浴サービス事業           | 実利用見込者数   | 15              | 15              | 15              |
| 更生訓練費給付事業            | 実利用見込者数   | 16              | 16              | 16              |
| 知的障害者職親委託事業          | 委託見込件数    | 1               | 1               | 1               |
| 日中一時支援事業             | 実利用見込者数   | 50              | 50              | 50              |
|                      | 延べ利用見込日数  | 590             | 590             | 590             |
| 社会参加促進事業             |           |                 |                 |                 |
| 点字・声の広報等発行事業         | 実利用見込者数   | 15              | 15              | 15              |
| 自動車運転免許取得・改造助成事業     | 実利用見込者数   | 2               | 2               | 2               |
| スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 | 実施見込箇所数   | 1               | 1               | 1               |

## 6. 計画の推進体制

---

### (1) 庁内の推進体制の整備と市民・関係機関等の連携

計画の基本理念の実現に向けては、障がい者福祉の分野にとどまらず、市のさまざまな部局や関係機関との総合的な取組が重要です。今後、伊達市自立支援協議会を積極的に活用しながら計画を進めます。

また、市民や関係機関等と連絡・協議の上、計画を進めていくために、この計画の策定に関わった「伊達市障がい者計画等策定委員会」と連携し、市民のニーズの変化や社会動向に対応できるよう、計画の具体的な部分については適宜、見直しを行っていきます。

### (2) 計画についての広報・啓発の推進

計画について、広く市民の理解や協力を得るために、市の広報誌やホームページなどさまざまな機会を通じて計画の広報・啓発活動を進めます。

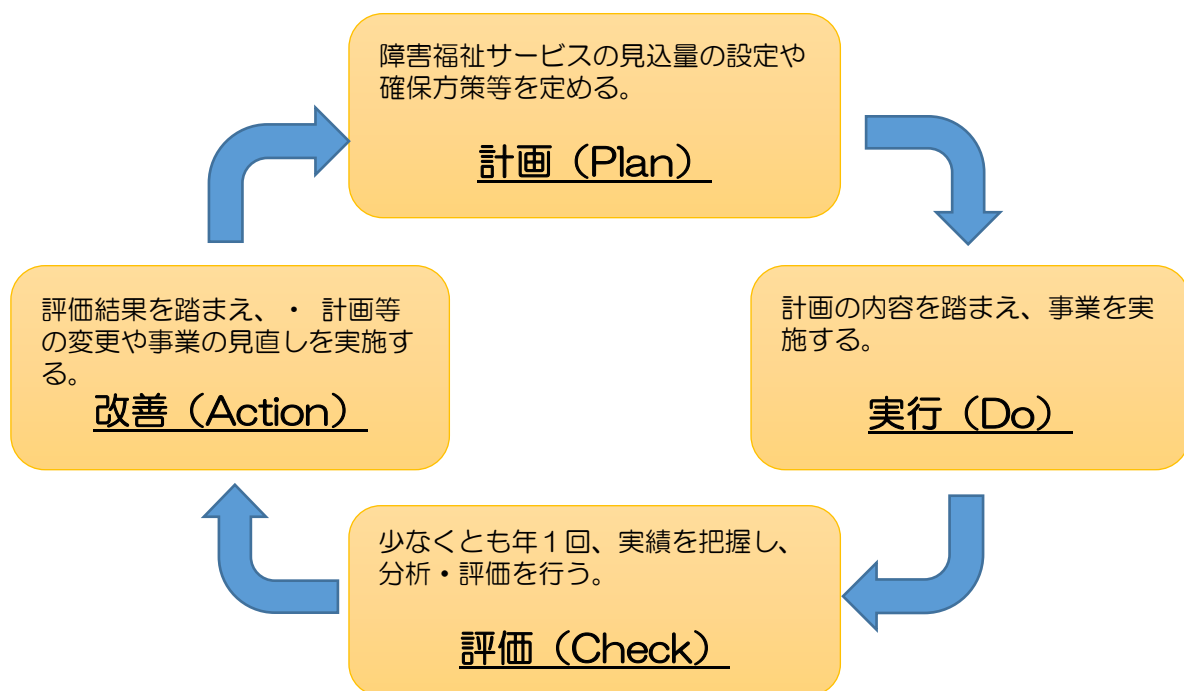
### (3) 計画の進行管理

障害者総合支援法に基づき、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めたときは、計画を変更することなど必要な措置を講じる「PDCAサイクル※」を導入します。

本計画における目標等について、毎年実績を把握し、障がい福祉施策や関連施策の動向も踏まえながら、分析及び評価を行い、必要に応じて計画の見直し・改善措置等を講じるなどの対応に努めます。

■障がい福祉計画・障がい児福祉計画におけるPDCAサイクルイメージ  
《伊達市 第4期障がい者計画 基本理念》

障がいのあるなしにかかわらず、  
くらしやすい福祉のまちづくり



※PDCAサイクルとは  
「PDCAサイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画 (Plan)」、「実行 (Do)」、「評価 (Check)」、「改善 (Action)」のプロセスを順に実施していくものです。

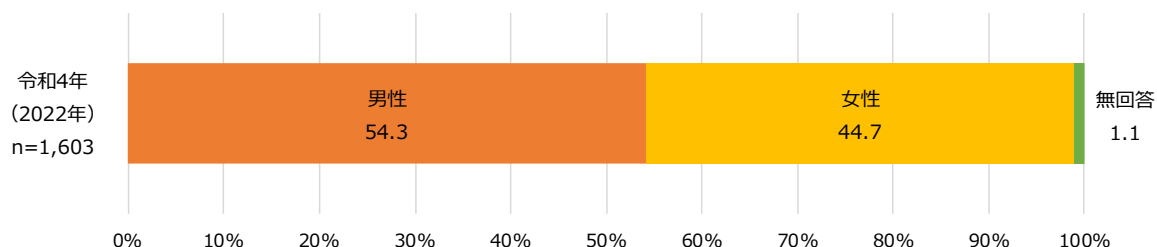
## 卷末資料

---

# 1 アンケート調査結果にみる障がい者福祉の現状

「伊達市 生活と福祉に関するアンケート調査（2022（令和4）年度実施）」からみた本市の身体・知的・精神障がい者の現状は以下のとおりです。

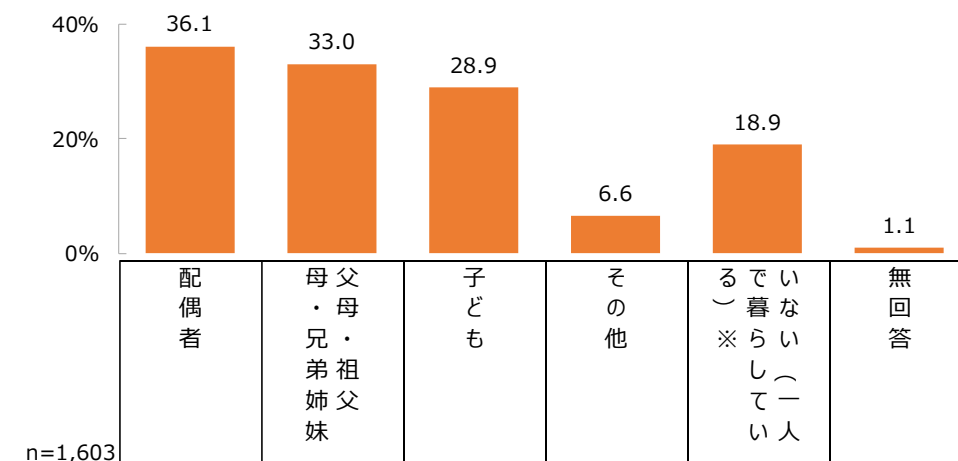
## ① 回答者の性別、年齢



|    |     | n=      | 0～18歳 | 19～39歳 | 40～59歳 | 60～79歳 | 80歳以上 | 無回答 |
|----|-----|---------|-------|--------|--------|--------|-------|-----|
| 性別 | 全体  | (1,603) | 10.3  | 10.3   | 15.0   | 34.8   | 27.1  | 2.6 |
|    | 男性  | (870)   | 14.3  | 10.3   | 14.9   | 36.8   | 22.8  | 2.6 |
|    | 女性  | (716)   | 5.7   | 10.5   | 15.2   | 33.2   | 32.7  | 2.7 |
|    | 無回答 | (17)    | 5.9   | 11.8   | 82.4   |        |       |     |

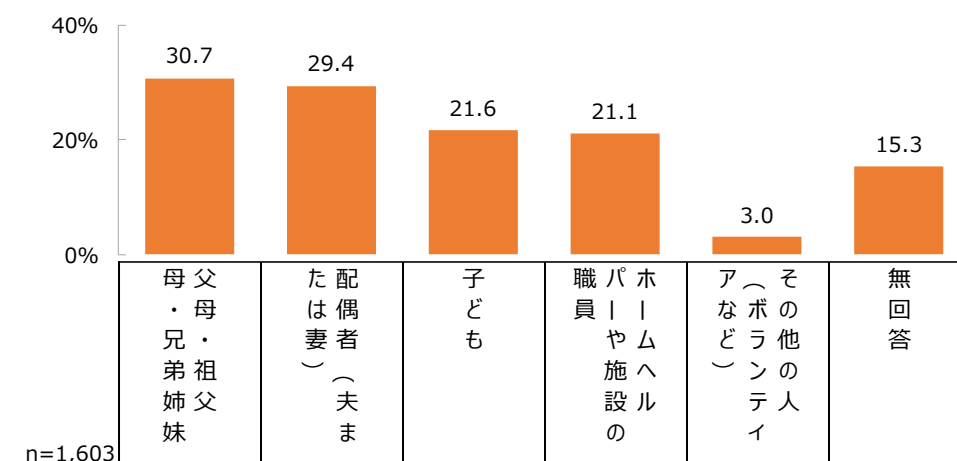
## ② 同居の家族

現在一緒に暮らしている人は、全体で「配偶者」が36.1%で最も多く、次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹」が33.0%、「子ども」が28.9%となっています。



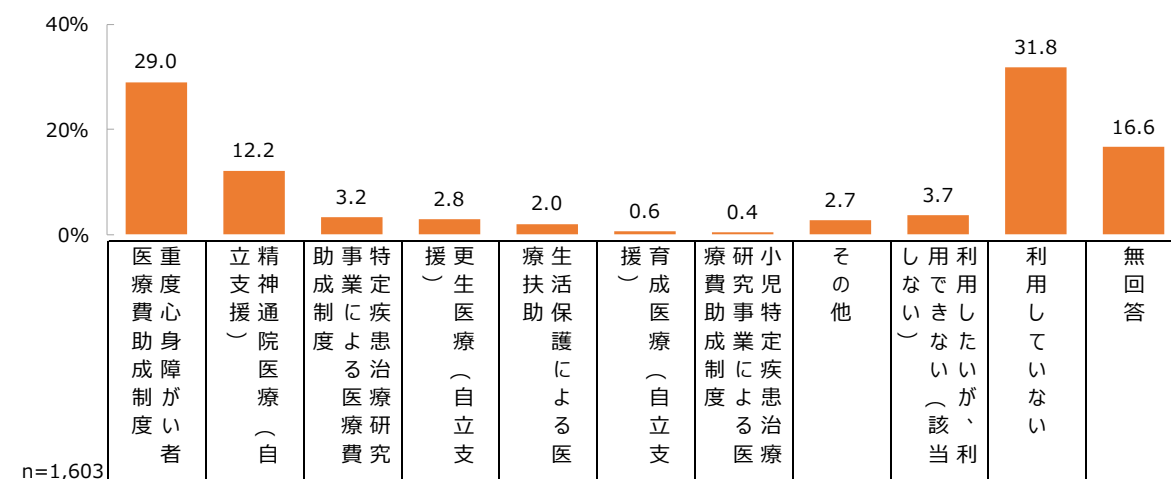
### ③ 主な介助者

主な介助者は、全体で「父母・祖父母・兄弟姉妹」が 30.7%で最も多く、次いで「配偶者（夫または妻）」が 29.4%、「子ども」が 21.6%、「ホームヘルパーや施設の職員」が 21.1%となっています。



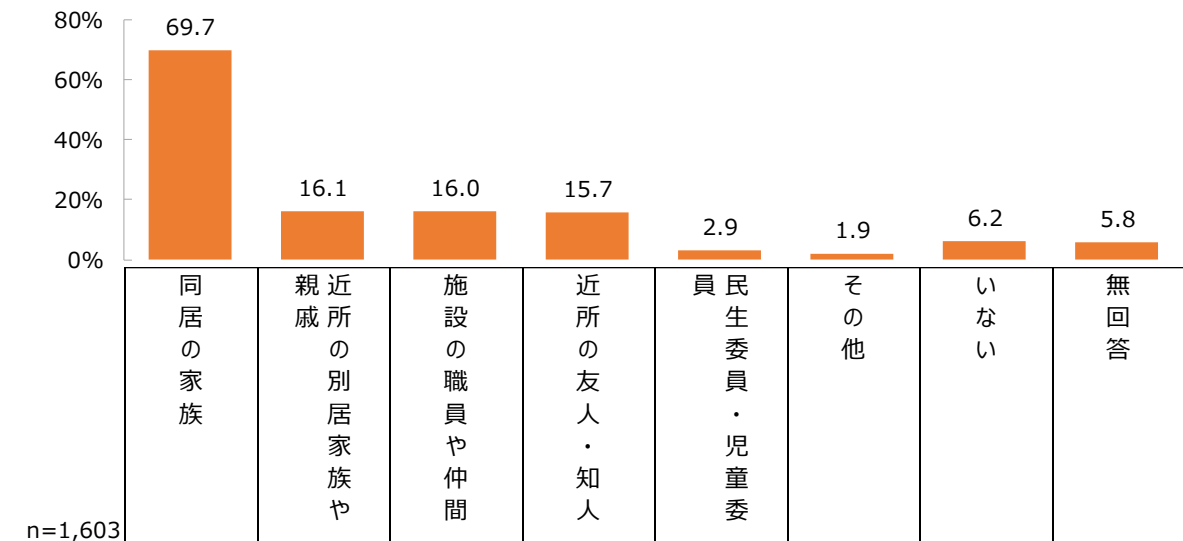
### ④ 公費負担医療制度の利用状況

利用している公費負担医療制度は、全体で「重度心身障がい者医療費助成制度」が 29.0%で最も多く、次いで「精神通院医療（自立支援）」が 12.2%、「特定疾患治療研究事業による医療費助成制度」が 3.2%となり、「利用していない」は 31.8%と 3 割を超えています。



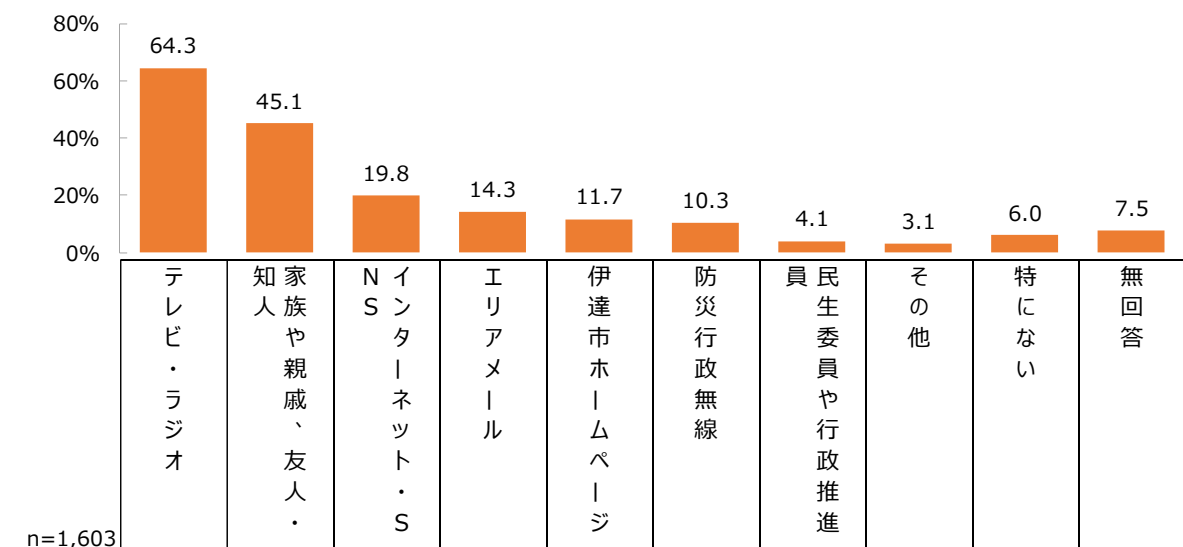
## ⑤ 災害時に頼れる人

火事や地震などの災害時に、安全の確保などで頼れる人については、全体で「同居の家族」が69.7%で最も多く、次いで「近所の別居家族や親戚」が16.1%、「施設の職員や仲間」が16.0%、「近所の友人・知人」が15.7%などとなっています。



## ⑥ 災害時や緊急時の情報源

災害時や緊急時における情報源については、全体で「テレビ・ラジオ」が64.3%で最も多く、次いで「家族や親戚、友人・知人」が45.1%、「インターネット・SNS」が19.8%などとなっています。



## 2 伊達市障がい者計画等策定委員会名簿

|   |      | 氏 名    | 団体名 役職                                 |
|---|------|--------|----------------------------------------|
| 1 | 委員長  | 柳沼 哲   | 国立大学法人福島大学 特任教授                        |
| 2 | 副委員長 | 佐々木 由正 | 伊達市民生児童委員協議会 会長                        |
| 3 | 委員   | 小野 正美  | 医療法人西口ハートクリニック院長                       |
| 4 | 委員   | 阿部 ゆかり | 社会福祉法人 伊達市社会福祉協議会<br>社会福祉協議会相談支援事業所 所長 |
| 5 | 委員   | 森 美樹   | 伊達市保原地域包括支援センター 所長                     |
| 6 | 委員   | 島貫 良子  | 合同会社サリエ 代表社員                           |
| 7 | 委員   | 渡辺 徳裕  | 伊達市手をつなぐ親の会 会長                         |
| 8 | 委員   | 菅野 明美  | ほばらっこクラブ連絡会 会長                         |
| 9 | 委員   | 佐藤 孝浩  | 県北地区障がい福祉連絡協議会 役員                      |

※任期：2023（令和5）年8月1日から2026（令和8）年7月31日

### 3 計画策定の経過

#### ■ 第1回委員会

|      |                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時  | 2023（令和5）年8月4日（金）午後2時～                                                                   |
| 場 所  | 伊達市役所 東棟4階 408 会議室                                                                       |
| 出席人数 | 15名                                                                                      |
| 議 題  | （1）策定委員会について<br>（2）計画策定の方向性・スケジュール<br>（3）生活と福祉に関するアンケート調査（令和4年度実施）結果<br>（4）第2回策定委員会の日程調整 |

#### ■ 第2回委員会

|      |                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------|
| 日 時  | 2023（令和5）年9月27日（水）午後2時～                                                    |
| 場 所  | 伊達市役所 東棟3階庁議室                                                              |
| 出席人数 | 14名                                                                        |
| 議 題  | （1）計画策定の進捗状況<br>（2）障がい福祉計画・障がい児童福祉計画におけるサービス量等の実績及び推計値<br>（3）第3回策定委員会の日程調整 |

#### ■ 第3回委員会

|      |                                 |
|------|---------------------------------|
| 日 時  | 2023（令和5）年11月10日（金）午後1時30分～     |
| 場 所  | 伊達市役所 東棟3階庁議室                   |
| 出席人数 | 13名                             |
| 議 題  | （1）計画素案について<br>（2）第4回策定委員会の日程調整 |

#### ■ 第4回委員会

|      |                                                               |
|------|---------------------------------------------------------------|
| 日 時  | 2024（令和6）年1月22日（月）午後1時30分～                                    |
| 場 所  | 伊達市役所 東棟3階庁議室                                                 |
| 出席人数 | 14名                                                           |
| 議 題  | （1）意見募集（パブリック・コメント）の結果について<br>（2）計画素案について<br>（3）今後のスケジュールについて |

■ パブリック・コメント

|      |                                            |
|------|--------------------------------------------|
| 日 時  | 2023（令和5）年12月28日（木）<br>～2024（令和6）年1月15日（月） |
| 閲覧場所 | （1）伊達市役所 中央棟1階 健康福祉部社会福祉課<br>（2）伊達市ホームページ  |
| 意見申出 | なし                                         |

## 4 用語集

---

### あ行

#### 意思疎通支援（初出：47 ページ）

障がい者と障がいのない人の意思の疎通を支援するため、意思疎通の支援を行う方の派遣や養成などを行う制度です。

#### 一般就労（初出：56 ページ）

通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用契約による企業への就労のことです。

#### 医療的ケア児（初出：56 ページ）

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引などの医療的な生活援助行為が必要な18歳未満の障がい児のことです。

#### インクルーシブ教育（初出：33 ページ）

子どもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無に関わらず子ども達が共に通常学級で教育を受けることができる教育理念や実践のためのプロセスのことです。

### か行

#### 基幹相談支援センター（初出：57 ページ）

地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業や身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者などの一般相談などを総合的に行う機関のことです。

#### 権利擁護（初出：22 ページ）

知的障がい・精神障がいや認知症などのため、自らの権利やニーズを表明することが困難な人に代わってその権利やニーズの表明を行うことです。また、弱い立場にある人々の人権侵害（虐待や財産侵害など）が起きないようにすることです。

#### 工賃（初出：37 ページ）

就労継続支援B型などの就労支援を通じて生産活動を行った人に対して支払われるお金のことです。

#### 合理的配慮（初出：2 ページ）

障がい者が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁※（後述）を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のことです。筆談や読み上げによる意思の疎通、車いすでの移動の手助け、学校、公共施設等のバリアフリー化など、過重の負担にならない範囲で提供されるべきものをいいます。

### **肢体不自由者（初出：14 ページ）**

上肢切断、上肢機能障害、下肢切断、下肢機能障害、体幹機能障害及び運動の機能障害を有している人のことです。

### **指定難病（初出：17 ページ）**

難病のうち国が「難病の患者に対する医療等に関する法律」に定められる基準に基づいて医療費助成制度の対象としているもののことです。

### **社会資源（初出：69 ページ）**

その人のニーズを満たすために動員される施設や設備、資金や物資、集団や個人の有する知識や技能の総称のことです。

### **社会的障壁（初出：5 ページ）**

障がいのある人にとって日常生活または社会生活を営むうえで障壁となるようなものを指します。例えば、社会における事物（通行、利用しにくい施設、設備など）制度（利用しにくい制度など）慣行（障がいのある人の存在を意識していない習慣や文化など）観念（障がいのある人への偏見など）などが挙げられます。

### **重症心身障がい（初出：62 ページ）**

重度の肢体不自由と重度の知的障がいが重複している状態のことです。

### **手話奉仕員（初出：91 ページ）**

聴覚障がい者と聴覚障がいのない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介するため、市区町村および都道府県で実施する手話奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された方のことです。

### **障がい者虐待（初出：22 ページ）**

障害者虐待防止法における①養護者による障がい者虐待、②障がい者福祉施設従事者などによる障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待のことです。

### **障がい者差別（初出：40 ページ）**

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することやサービスの提供にあたって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人にはつけない条件をつけることなどです。障害者差別解消法により、不当な差別的取扱いが禁止されています。

## **障害者週間（初出：27 ページ）**

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設定されたものです。

期間は、毎年 12 月3日から 12 月9日までの1週間です。この期間を中心に、国、地方公共団体、関係団体などにおいて、様々な意識啓発に係る取組を展開しています。

## **障害者手帳（初出：13 ページ）**

身体障害者手帳（1～6級）療育手帳（1～4度）精神障害者保健福祉手帳（1～3級）の3種の手帳を総称した一般的な呼称のことです。いずれの手帳も、数字が小さいほど障がいの程度が重いものです。

## **障害福祉サービス（初出：2 ページ）**

個々の障がいのある人々の障がいの程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住などの状況）を踏まえ、個別に支給決定がなされて利用できるサービスのことです。

## **身体障がい（初出：69 ページ）**

身体機能に何らかの障がいがあり、日常生活に制約がある状態をいいます。身体障害者福祉法では、①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能障害、④肢体不自由、⑤内部機能の障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害）に分類されます。

## **精神障がい（初出：31 ページ）**

統合失調症、気分障がい（うつ病など）等の様々な精神疾患により、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態をいいます。

## **自立支援協議会（初出：36 ページ）**

学識経験者、障がい当事者、障がい者団体、市内福祉施設関係者、就労関係者などを委員として構成された協議会で、市内に居住している障がい者（児）が豊かに暮らすことのできる地域づくりに関し、協議を行う協議体です。

## **た行**

## **地域活動支援センター（初出：29 ページ）**

障がい者が通い、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進のほか、障がい者が自立した日常生活および社会生活を営むために必要な支援を行う施設のことです。

## **地域共生社会（初出：20 ページ）**

制度・分野ごとの縦割り、支え手、受け手という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりのくらしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

## **地域生活支援拠点（初出：54 ページ）**

障がい者の高齢化や障がいの重度化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）をもつ場所や体制のことです。

## **地域生活支援事業（初出：3 ページ）**

障害者総合支援法に基づき、障がい福祉サービス等とは別に、地方自治体が地域の特性や利用者の状況に応じて行う事業で、「必須事業」と、地方自治体の裁量で行うことができる「任意事業」に分かれています。

## **地域包括ケアシステム（初出：30 ページ）**

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしいくらしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のことです。

## **知的障がい（初出：66 ページ）**

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳まで）に現れ、継続的に日常生活や社会生活に支障がある状態のことです。

## **特別支援学級（初出：27 ページ）**

一人ひとりの児童・生徒の持てる力を高めるための指導や課題を改善するための指導を行っている学級のことです。

## **特別支援学校（初出：67 ページ）**

学校教育法に基づき、視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的として設置される学校のことです。

## **な行**

## **内部障害（初出：14 ページ）**

心臓機能障害、呼吸器機能障害、腎臓機能障害、ぼうこう・直腸機能障害、小腸機能障害及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のことです。

## 難病（初出：17 ページ）

医学的に明確に定義された病気の名称ではなく、一般的に「治りにくい病気」や「不治の病」を指します。

昭和 47（1972）年の厚生省（当時）の「難病対策要綱」では、①原因不明、治療方針未確立で後遺症を残す恐れが少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家族の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾病と定義しています。

## 農福連携（初出：37 ページ）

農業と福祉が連携し、障害者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障害者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する取組で、高齢者、生活困窮者等にも拡大される取組（農福連携等推進会議「農福連携等推進ビジョン」より抜粋）

## は行

## 発達障がい（初出：31 ページ）

コミュニケーションをとったり、暗黙のルールを守ったり、集中・関心を保ったり、ミスや抜け・漏れなく社会生活を送ったりすることに困難を感じる障がいのことです。

発達障害者支援法では、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、そのほかこれに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。

## パブリック・コメント（初出：7 ページ）

政策等の策定途中で事前にその計画等の素案を市民の皆さんに公表し、それに対して意見、課題、問題点、情報等をいただき、提出された意見等を考慮して政策等を決定していくとともに、寄せられた意見とそれに対する市の考え方を公表する制度のことです。

## バリアフリー（初出：34 ページ）

障壁（バリア）となるものを取り除くことです。床の段差を解消し、手すりを設置するなどといったハード面だけでなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられてきています。

## ハローワーク（初出：36 ページ）

「国民に安定した雇用機会を確保すること」を目的として、厚生労働省が設置する行政機関のことです。民間の職業紹介事業などでは就職に結びつけることが難しい就職困難者を中心に支援する最後のセーフティーネットとしての役割を担っています。また、地域の総合的雇用サービス機関として、職業紹介、雇用保険、雇用対策などの業務を一体的に実施しています。

### **ユニバーサルデザイン（初出：27 ページ）**

障がいのある人の便利さや使いやすさという視点ではなく、障がいの有無にかかわらず、すべての人にとって使いやすいようにはじめから意図してつくられた製品・情報・環境のデザインのことです。

### **要約筆記（初出：47 ページ）**

聴覚障がい者の情報保障手段の一つで、その場の音声を文字で書いて伝える通訳のことです。

**伊達市**  
**第4期 障がい者計画**  
**第7期 障がい福祉計画・**  
**第3期 障がい児福祉計画**

令和6年3月

発 行 伊達市

編 集 伊達市 健康福祉部 社会福祉課

住 所 〒960-0692 福島県伊達市保原町字舟橋 180 番地

連絡先 T E L : 024-575-1274

F A X : 024-576-7199

E - M a i l : syakai@city.fukushima-date.lg.jp

<https://www.city.fukushima-date.lg.jp/>